

通自體は現實的な貨幣たる金から獨立しては成立し得ない。尤も貨幣は流通過程に於て流通手段たる自己の機能をば自己の代用物を通じても行ふ。併し之は決して貨幣流通の法則に反するものではなく、寧ろ流通法則自體のうちから生れるのである。それ故に貨幣體制が金屬的なものと紙幣的なものとに分裂し、前者に於ては金屬が、後者に於ては紙券が現實的貨幣であると云ふ様なことはあり得ない。貨幣流通のあらゆる體制に於て、金のみが現實的貨幣であり、それ故に資本制經濟下に於ては純粹な紙幣本位の成立は不可能である。

資本制經濟社會が物の生産配給を直接計畫的に行ふ組織的社會であるならば、貨幣は金たることを必要としないであらう。何故ならそこでは物の配給があるだけであつて、社會的生活の新陳代謝過程としての交換は存在せず、従つて交換さるべき商品の交換價値の決定と云ふことは必要がないからである——此の點に就いては生成論、本質論を参照されたい。さればそこでは、貨幣ではなくて、單なる配給券が必要とせられるに過ぎない。資本制經濟を完全に計畫化され、組織化された社會たらしめようとすることは、まさに資本制經濟そのものを止揚せんとするものに外ならぬ。尤も今日吾資本制經濟は高度國防國家確立の爲めにその組織化、計畫化が問題とされてゐる。併し乍ら全面的な計畫化は資本

制經濟の土臺の上では本質的に不可能である。それは唯だ資本制的計畫經濟以上の意味をもち得ない。そこにこそ、即ち資本制生産の諸條件の下に於ける非組織性のうちにこそ、社會的生活の生産の新陳代謝過程としての交換の必然性があるのであり、従つて貨幣流通の必然性があるのである。

資本制國家の經濟の面に於ける非組織性は政治の面に於ける組織性によつて規定され、それ故に無價値なる紙券の流通が金に代位することが出来るのであるが、世界經濟の面に於ては強力な政治的組織性によつて規定されることがないからして、そこでは一切の象徴貨幣の存在は許されず、金のみが世界貨幣として機能するのである。國際間に於いては支拂差額が終局的に金によつて決済されるといふ前提なくして、國際的な財貨の貿易も信用の授受も行はれ得るものではないのである。而して此のことはたとへ一國の貨幣が法律上金との聯鎖を斷ち切られてゐる際でも、その價値を世界貨幣である金の價値に結びつけることを餘儀なくせしめるのである。か様にして純粹なる紙幣本位制は現實的にも理論的にも其の存在は不可能なのである。



## 第六節 兌換制度

## 第一項 兌換券

兌換券はまた兌換銀行券或は單に銀行券とも稱せられ、其の本質は次の如くである。紙幣が法的通用力を賦與せられ、存在しない金（又は銀）貨幣に對する補充貨幣であり、流通手段としての機能に於いて金貨幣に代位するものであり、其の起源は國家が所有して居らぬ金貨幣の代りに發行することに存してゐるに反して銀行券は實在する金に對する指圖證であり、信用貨幣であり、支拂手段としての貨幣を信用に置きかへたものであり、一定の貨幣を支拂ふべしと云ふ私人の保證を基礎としたものである。其の起源は銀行制度そのもの、發達の過程のうちに求められる。其の最初の形態は銀行手形であつた。即ち多額の退藏貨幣の所有者は盜難の危険に對して安全である爲めには、特別に堅固な建物を建て、堅牢な金庫の設備をもたねばならないわけであるが、之が爲には當然多額の費用を要する。それ故か様な設備を有つところの貨幣取引業者、若しくは銀行に對して彼等自身の退藏貨

幣の保管を委託するに至るのは自然の歸趨でなければならぬ。此の場合、銀行が拂戻を請求された際は、同一の金貨ではなく、たゞ同一の貨幣額だけを返済する義務を負つたのである。而してか様な保管は銀行業者が請求あり次第何時でも其の收受した貨幣は再び之を拂戻すと云ふことを誓約した證券と引換へに行はれた。銀行券は其の萌芽の物材的基礎をこゝに得たのである。何故なら若しも此の證券が、其の誰人たるかを問はず其の持參人に對して、其の銀行より一定額の貨幣をば、それ以上の手続きを踏まずに引き出すことの出來る權利を賦與する様にして振り出されたものであるならば、それをもつて銀行券の初まりは與へられてゐたわけであるから。

此の様な證券が通貨として多くの人に受け入れられることがわかれば、銀行が自己の所有する退藏貨幣に對する指圖證を表示する銀行券を發行し、之を流用するに至ることは自然の徑路であらう。而して之と共に、始めから其の退藏貨幣によつて準備された以上の銀行券を發行し得る可能性が與へられたのである。何んとなれば、平常の場合に於いては、指圖證の兌換が總て一時に要求されると云ふ様なことはあり得ないからである。

か様なものとして銀行券はそれを發行した銀行の債務であり、従つて其の所持人は之が



券面額を請求することを得べき債権者であつた。而して銀行券の發行權が各銀行に對して自由に與へられてゐる場合には、各發券銀行は其の信用程度を異してゐるから、各銀行の發行する銀行券の同價流通は不可能となり、圓滑なる取引の進行を阻碍することを避けられない上に、各銀行の政策上の相違から銀行券の供給量を市場の需要に適合せしめることも極めて困難となり、爲めに取引が甚しく混亂されることがあつたのである。且また國家は貨幣製造より生ずる利益を私人の擅利に委すべきでないと言ふ倫理的觀點から、大抵の國家に於いては銀行券の發行は單一の或は少數の國家が特許を與へた銀行の特權となり、其の銀行のみが銀行券を發行し、流通界に之を投入する權能を有するに至つたのである。國家が此の様に發券銀行を法律によつて限定し、兌換制度を確立した場合に於ても、銀行券の性質は何んら變るところがない。それは飽くまでも現在する金に對する指圖證券であり、信用貨幣であり、其の流通原則は手形流通の原則と全く等しく、其の價値は一に兌換の能否にかゝつてゐるのである。即ち兌換券はそれ自身に價値をもつことなく、金の價値を代表してゐるのであるが、それが額面通りの金價値を代表することが出来るのは、それだけの金量といつても引き換へられるからである。それ故に、其の限りに於ては兌換券の流

通法則は金の流通法則と一致するのである。

屢々兌換券の價値減少が問題とせられる。併しこれは唯だ前と同じ兌換券が前よりも少量の金を代表し、従つて從來より少量の金價値を代表してゐると云ふに外ならない。即ち兌換券が其の額面に示された金量、即ち一圓ならば金二分よりも少量の金を代表する様になることである。之を國家の手によつて行はれた場合、吾々は之を後に説明するところの「平價切り下げ」と呼んでゐる。

我が國に於ける銀行券の種類は兌換銀行券條例に依れば(第三條)壹圓・五圓・拾圓・貳拾圓・五拾圓・百圓・貳百圓の七種である。而して五拾圓・貳百圓の二種は實際には流通してゐない。併し乍ら第七十六議會に於いて右兌換券條例の臨時特例に關する法律案が通過(昭和十六年四月一日施行)し、第三條に規定するもの、外に大藏大臣は自己の裁量によつて各種の金額の銀行券の發行を命じ得ることゝなつた

## 第二項 正貨準備と保證準備並に土地準備制の問題に就て

兌換券(銀行券)が政府紙幣即ち不換紙幣の經濟法則に従ふことを免れる爲めには、一



定量の正貨準備を必要とする。正貨準備とは兌換券發行に對して中央銀行の手許に準備された金貨幣（又は銀貨幣）又は金塊（又は銀塊）を云ふのである。兌換券はそれ自身に價値をもつものではない。それは前記の如く其の所有者が請求次第其の額面に相當する正貨と兌換され得ることによつて始めて其の額面價値で流通することが出来るのである。それ故本來的には、正貨準備の額は流通行程にある銀行券の額と等しいものでなければならぬ。併し現實に於いては、異常な恐慌時代は別として、必ずしも全額の準備を必要としない。何故なら信用制度が發達し、幣制が整備するにつれて、兌換の要求には一定の限度が生じ、兌換券の發行總額が一時に兌換を要求されることは、全くあり得ないことであるから。

正貨の通例必要とされる準備率は三〇%乃至四〇%とされて居つた。經濟社會は常に一定點に靜止してはゐない。それは絶えざる變化發展の流である。それ故兌換券の發行に對して常に正貨準備量の一定の比率を不動のものとして適用することは決して理想的なことではない。併し一定の經濟状態に於いては、經驗的に一定の準備率が規定されることは當然でなければならぬ。準備率に關する傾向としては、銀行券の流通に對する準備金の最少

額を確立し、之れによつて兌換の確實を期すると共に、兌換券の發行を統制せんとする比例準備法が優勢であつた。

尤も正貨準備は歐洲大戰以來銀行券の兌換準備たるよりも、寧ろ金融調節の手段又は對外決濟準備としての意義により重要性が加へられた。此の傾向は吾國に於いては滿洲事變以來益々強められ、最近に於いては金は専ら對外決濟手段としてのみ運用される様になつた。即ち第七十六議會に於いては、日銀の正貨準備は總て金資金特別會計又は爲替基金へ繰り入れ得る法律案が通過したのである。

吾兌換券發行の方法は周知の如く屈伸制限法である。即ち日本銀行は金銀の準備と同額の兌換銀行券を發行する以上に、政府發行の公債、大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證として、一定額の保證發行が認められ——數次の擴張により現在では二十二億迄の發行が認められてゐる——更に市場の景況により流通貨幣の増加を必要と認むるときは、大藏大臣の許可を得て公債、大藏省證券其他確實なる證券若しくは商業手形を保證として限外發行が認められてゐる。

保證準備及び限外發行に對する準備の内容は上述の如く貨幣を表示する證券であり、手



形である。従つてそれは必ずやいつかは通貨——銀行券は今日不換紙幣に質的轉換をとげてゐることを想起され度い——に引き代へらるべきものである。従つて保證準備乃至限外發行に對する準備は本來通貨の基礎を補強するものではないのであつて、寧ろ此の逆である。即ち公債や手形は要求次第いつでも通貨に實現されるから確實性があるとされるのである。保證準備が通貨基礎を補強すると云ふ見解は過去の遺物に過ぎない。即ち銀行券の發行が未だ中央銀行の獨占するところとはならず、各銀行の任意に委ねられて居り、従つてそれが一般的な流通手段とならなかつた時代の觀念に捉はれてゐるのである。此の時代に於いては勿論各銀行の發行する銀行券の價値を確保する爲めに公債或は確實な商業手形は保證となり得たであらう。公債や確實な商業手形はいつでも通貨に實現することが出来るからである。併し日本銀行に發行權が獨占的に委ねられ、日本銀行券が通貨の性質を帯びてゐる場合には、保證準備は單に日本銀行券の無制限な發行を制限すること、心理的な安定感を與へることの意味しかもない。従つて不換銀行券發行の數量が他の方法で適當な點に限定され、また心理的不安を除去するに適當な方法が他にあれば、保證準備や限外發行に對する準備は本來不必要なものである。

今議會に於いて

(一) 日銀券の正貨と保證の兩準備制の區分を撤廢し、正貨を金資金又は爲替基金等へ繰り入れ得る

(二) 日銀の發行し得る最高發行額を原則として一年一回(四月)大藏大臣が指定してそれを超過する限外發行は大藏大臣の許可を得て行はれる

と云ふ臨時立法が制定されることとなり、兌換券の發行限度の決定標準に就いては別に法定することなく、大藏大臣が各般の情勢を見極め、前年度の發行実績に加ふるに、豫算、公債、政府の諸政策、生産、運輸、貿易、預金、現金取引の状況を觀察して最高發行額を決定することとなつた。金兌換が停止され、而も兌換主義の放棄が云々されてゐる今日、これは當然のことであり、何んら新しい問題を提出するものではない。唯だ此の場合、之等景氣指標を如何に解するか、如何に正確に景況を把握するか、銀行券の發行量と關聯して問題として残るわけである。

所謂土地準備制も同様に心理的意味と發行高の制限と云ふ點を除いては意味のない制度である。土地若しくは土地の上に設定せられた證券は一般的な購買手段となり得ない。物



の購入に際しては結局貨幣に代へられなければならぬ。貨幣に代へられなければならぬものが通貨發行の準備となることは無意味であらう。土地を準備とし、その評價をルーズにして發行額を經濟界の實際の需要に適合せしめなければ、通貨不安が起ることは必然である。フランスのアッシニア貨幣の例は之を示してゐる。獨逸に於いて土地證券を基礎とするレンテンマルクが成功したのは嚴重に其の發行量を制限したからに外ならない。

### 第三項 兌換券の發行量と流通量との關係

此の問題に就いては、貨幣の本質を理解することを得ない名目論者及び其の信奉者達によつて全く誤つた考へが行はれてゐる。彼等は兩者の關係に就いて次の様に考へてゐる。兌換券の發行量が増加すれば、それだけ流通量は増加し、之に反して發行量が減少すれば、流通量もそれだけ減するのであると。併しそれは全然誤つた考へである。兌換券の流通量は、それとは全く反對に、流通手段及び支拂手段——即ち通貨の必要量の増減に従つて増減する。而して此の流通必要量の大小は、其の時に於ける資本流通及び商品流通が之を決定する。更に詳しく云へば、資本の流通速度を一定とする條件の下では、實現される商品

の價格プラス支拂總額の大小に依存する。だから兌換券が發行されるのは、流通の必要が起つてからのことで、そして此の流通必要量以上に兌換券が流通界に投ぜられた場合には、其の超過部分は間もなく中央銀行に還流してしまふか、或ひは流通を休止して預金に轉化する。或る限られた容器の中には限られた量の水しか收容出来ない、それ以上に注ぎ込めふとしても、それは容器外に溢れ出してしまふ。これと同じことが、兌換券の流通量についても云ふことが出来る。吾々はもつと具體的な例をもつて説明しよう。

資本制經濟自體に内在する諸矛盾が尖鋭化して、恐慌が廣さと深さとに於いて益々進展するにつれ、資本主義は次第に自律的な回復力を失ひ、外部的力、即ち國家財政上の支出の景氣消長の上に支配する力が次第に強くなつて來る。だが、恐慌は一方に於いて益々租稅收入を激減せしめる。従つて政府は財源を公債に求める外に道がない。政府は公債を發行して中央銀行から借金をする。此の金は政府によつて種々な經路を辿つて經濟界に放出される。流通行程にはそれだけ多くの兌換券が流通するわけであるが、それはやがて産業資本家の手に集中し、産業資本家は之を以つて銀行よりの負債を返済する。或ひは預金として預け入れる。此の様にして政府によつて放出された資金は間もなく銀行に還流し、更に



の還流した金を以つて其の銀行は中央銀行よりの負債を返済することになる。

若し此の際、兌換券の増加が兌換券の價值を下落せしめ、金の價值との間を乖離せしむるに至れば、金に對して打歩を以て流通するか或は兌換券の金への兌換が要求せられ、金は退藏されるか、鑄潰されて商品に再轉形されるであらう。而してそれは兌換券と金との價值の乖離の是正されるまで繼續するであらう。だから兌換券の増發は兌換券の流通必要量を變化せしめるものではない。流通必要量以上に發行されたものは直ちに流通から引上げられ、休息態貨幣に轉化されるのである。

同一の理由から當然また兌換券の流通量は、中央銀行の金準備の増減に従つて増減なし得るものではない、と云ふ結論が生れて来る。尤も金準備が増加すれば、兌換券は一應増發される場合が多いであらう。併し同時に、吾々は金準備が減少したからと云つて、流通手段及び支拂手段の必要が減らなければ、兌換券の流通量は減少するものではないと云ふことも出来る。發行量がたとへ減ぜられたとしても、休息態貨幣(所謂退藏貨幣)が必要に応じて動員されるからである。

以上述べて来たところは、勿論兌換券が本來の意味を持ち得てゐる場合である。兌換券

が、兌換が停止されて、不換紙幣に轉落せる場合は、か様な法則は適用されない。蓋し不換紙幣は本來流通の必要に應じて流通過程に入るのではなくて、政府の財政上の必要に基づくものだからである。前述の場合の様な政府の財政インフレーション策はだから兌換の停止下に於いてのみ行はれるのである。

#### 第四項 吾國に於ける兌換制度

幕末に於ける幣制紊亂の後をうけて明治政府が成立してからも、之を整備する爲めには相當に長い期間を要した。明治三年、政府は銀本位制を定め、本位銀貨を發行したのであるが、偶々伊藤博文の建策に基き、翌四年五月新貨幣條例を發布し、金本位制を採用した。しかるに新貨幣の信用は永續せず、事實上の銀本位として不換紙幣時代に入つたのである。次いで明治五年國立銀行條例を制定し、之れに基いて設立された各國立銀行は各々獨立に銀行券發行の特權を賦與せられたのであつた。従つて流通には此等の銀行の發行する各種の銀行券が流通してゐたのであるが、其の上更に、政府が財政の必要から餘儀なくされて不換紙幣を濫發した爲め、通貨の非常な混亂を誘發し、銀貨と紙幣との價值の開きを甚し



く大ならしめたのであつた。其處で、政府は銀・紙の開きを消滅し、不換紙幣の整理を行ふ目的を以つて、從來の分立的發行制度を集中的發行制度に改め、兌換制度を確立し、之れによつて吾國に於ける資本制金融機構の確立を期したのであつた。そうすることが日本資本主義の發展擴大を期する上に、先づ解決さるべき問題であつたからである。か様にし、明治十五年十月兌換券發行の獨占的特權を賦與された日本銀行の創制となり、明治十七年五月には兌換條例が發布されるに至つたのであるが、同條例制定の理由を、明治二十一年の同條例改正案に添付して當時の藏相松方正義の政府に提出した理由書に見るに次の如くである。

「政府紙幣或は不換紙幣をして長く通用せしむべきに非ず、必ず漸次之を兌換して終に兌換券の一種に歸せしむべし。是れ曩に日本銀行を創立し、次に兌換銀行券條令の制定せられたる所以なり。而して此の目的を達成せんとせば兌換券を以つて政府紙幣に代らしめ、彼是消長して市場の激動を避くるの方法を講ぜざるべからず……」

右の條例に基いて始めて兌換券を發行したのは明治十八年五月であるが、正貨兌換が開始されたのは明治十九年一月一日である。吾國の兌換制度は茲に於いて名實ともに確立さ

れるに至つたのである。

併し、銀本位制は、銀價の甚しい變動と下落によつて結果された爲替相場の著しい動搖と物價騰貴とによつて、其の維持が漸く困難となり、日清戦争によつて得た賠償金二億五千萬兩の金を準備として、三十年十月より金本位制が施行され、銀本位は茲に全く廢止されるに至つた。而して最初は、兌換券と並んで少量の金貨も現實に流通したのであるが、間もなく兌換券によつてとつて代られた。

大正六年九月に禁止された金の輸出は、昭和五年に至つて解禁せられるところとなつたが、不況の進展は政府の財政インフレーション政策への轉換を要望するところとなり、昭和六年十二月十三日以降、金兌換及び金の自由處分は再び禁止せられ、金貨又は金地金を輸出せんとする者は大藏大臣の許可を要することゝなつた。



## 第五編

### 第十章 貨幣價値の變動を繞る諸問題

#### 第一節 貨幣價値の變動と價格物價

貨幣價値の變動は現象的には云ふまでもなく價格乃至物價の變動として顯れる。ところで貨幣價値の變動は絶對的なる變動と相對的なる變動とに分れよう。絶對的價値の變動とは貨幣そのものに個有なる價値の變動であり、相對的なる變動とは商品の價値と睨み合はした場合である。

先づ貨幣價値の絶對的變動の問題。貨幣の價値を規定するものがその生産に必要とせられる生産費であると云ふことが許されるとすれば、貨幣價値の絶對的變動を規定するものは云ふまでもなくその生産に要した費用に外ならない。貨幣商品の生産の爲に必要とされた生産費の増大又は低下によつて貨幣の絶對的價値も騰落する。茲に云ふ生産費とは







は、既に明かな様に、貨幣の價值が一定してゐる場合でも、其の購買力即ち相對的價值は大となることも小となることもあり得るのであるが、數量説に於いては購買力が即ち價值として考へられるからである。

而して數量説に於いては限界效用の理論、換言すれば需要供給の原理が基底をなしてゐるのであるからして商品の數量と貨幣の數量とが價值、從つてまた價格決定の原因となる。それ故に商品の數量と慾望とが與へられて居れば、價格は、從つてまた物價は貨幣の數量の増減に伴ひ變化することとなる。此の場合、商品の數量及び貨幣の數量の増加が何故に起るか彼等にとつて問題ではないのである。

數量説が自己の妥當性の限界を紙幣流通の原則の上に求むるならば、誤謬を犯さずには済むであらう。蓋し紙幣はそれが流通しなければ、當然流通し得べかりし金部分を代表するものであるからして、代表する紙幣一單位當りの金價值は紙幣の増減に比例するからである。此の點に就いては紙幣論に於いて吾々の既に指摘して來たところである。

併し乍ら貴金屬貨幣の流通する場合にも、その妥當性を要求しようとするならば、其の瞬間より數量説は誤謬に陥らざるを得ない。何故なれば其處では前述の様に、貨幣の絕對

的價值と相對的價值即ち購買力とは截然區別して考へられなければならないからである。

## 第二節 貨幣價值變動の國民經濟並に國

### 民生活に及ぼす影響

貨幣價值の變動、それは現象的には物價水準の變動と云ふ形をとつて現はれるのであるが、それは全體としては國民經濟に對して、また部分的には吾人の經濟生活に對して決定的な影響を齎らすものである。從つて吾々は貨幣價值が如何に變動するかに就いては決して無關心であり得ない。勿論吾々の所得が、貨幣價值の變動に全く比例するものであるならば、問題は起り得ないであらう。何故なれば、自分の慾望を満足せしめる爲めに、二倍の貨幣を支拂つたとしても、所得が從來の二倍になつて居れば、全然影響がないわけだからである。併しかゝることは現實にはあり得ないことゝ云はねばならぬ。

貨幣價值の變動が社會經濟に及ぼす影響のあり方は、その變動の強度如何、即ち急激であるか、緩慢であるかにより、またその變動の質の如何、即ち絶えざる上下の變動か或は



また上昇下向何づれか一方への継続的なる進展かによつて異なる。物價が急激に上下に變動し、而もその變動の幅が大であるときは、國民經濟の發展は阻碍せられる。何故なれば企業の計畫的運営は不可能となり、危険率は増大し、ひいて生産、貿易が萎縮せざるを得ないからである。之れに反して、上下の變動の幅が小さく、而も趨勢として上昇傾向を示すならば、生産は刺激せられ、所得は増加し、國民經濟の量的、質的發展を齎らすであらう。尤もインフレーション現象に於いては、或一定の限度を越すや否や、國民經濟の破壊が招來されるのであるが、此の點に就いては後述するところである。

物價が下向を示す場合には、國民經濟は一般に不況期にあることを示すものである。其の下向の低度が緩慢なれば、之れに對する適當な對策を講じ得るから、國民經濟に及ぼす其の影響も自然比較的に輕くて済む。併し之が甚しければ恐慌を招來するであらう。總て以上のことは吾々の景氣變動史の説明するところである。

物價變動の個人の經濟、生活に及ぼす影響は一樣でない。と云ふのは各人は其の所屬する社會的階層及び職業を異にしてゐるからである。ケーンズの述べてゐる様に、貨幣からみた物價並に報酬の變動は概して各階級に不平等な影響を與へ、富を或る階層の手より他

の階層の手に移し、或者を富裕にし、或者を貧窮せしめ、富の分配状態を更改し、計畫を破壊し、期待を裏切るものであること、かくして重大な社會的變化を、混亂を惹き起すこととは過去の事實が明かに之を立證してゐる。

先づ物價の急激な變動によつて第一に考へられるのは、貸借關係即ち債權債務の混亂と云ふことである。物價が昂騰すれば、債權者は損失を招くが、債務者はそれだけ利得することとなる。物價が下落すれば、云ふまでもなく、之と反對の現象が生ずるわけである。

貨幣價值の低落によつて最大の利益を享受するものは何と云つても政府であらう。公債を發行する政府は最大の債務者に外ならないからである。政府の財政窮乏と債務階級の優越なる政治勢力が貨幣の價值を續落せしめた經驗を歴史は屢々提供してゐるが、其の理由は此處に見出されるのである。最も典型的な例は第一次歐洲大戰に於けるロシアの革命政府のつたかの歴史的なインフレーション政策であらう。革命政府は意識的に此の手段によつて國民の手より其の富を合理的に收奪したのである。

物價騰貴によつて最も手痛い犠牲を強ひられる者は投資階層と中産階層と所得の一定してゐる勤勞階層であらう。第一次歐洲大戰直後、歐洲大陸に現はれた歴史的なインフレーション



シヨンは歐洲大陸に於ける中産階級の戦前の貯蓄のうち公債や銀行預金の大部分若しくは全部消滅せしめたのであつた。まことに「撒財もせず、また相場にも手を出さずして、家族の將來の爲めに相當の準備をなし、安全確實を尙んで、賢者の訓戒を真正直に守つた者に……最も痛しき貧乏神が取りついたのである」。

物價騰貴は之れに反して産業資本家、企業家を有利ならしめる。何故なら企業経費の大部分を占める俸給・勞銀は物價騰貴に比例して引き上げられると云ふことがないからである。

以上に於いて物價騰貴の個々の經濟に齎らす影響に就いて大略述べたのであるが、物價の下落はまさに之と反對の影響を齎らす。尤も俸給賃銀を取得する勤勞階層は物價下落によつて必ずしも利得するとは云ひ得ない。何故ならば、物價の下落は不景氣乃至恐慌を誘致し、其の地位の安定性が脅かされるからである。勤勞階層にとつて辭書より抹殺して貰ひ度い文字は「俸給・賃銀の削減」と「失業」であらう。物價の低落はまた大衆の生活必需品を供給する中小業者、農民をも苦境に追ひ込むものである。

### 第三節 インフレーションの意義及その自己

#### 發展の必然性に就て

先づインフレーションの語源に就て一應説明しよう。インフレーションなる語は英語の *Inflation* を發音通りに轉用したもので、それは本來物をふくらますと云ふ意味をもつてゐる。この語源は往昔牛を賣る人が故意に牛の目方をふやす爲めに、先づ鹽水につけた枯草を牛に與へ、渴を訴へさせた上、水を澤山飲ませて、牛の腹をふくらませ、目方を誤魔化すことから發したものとせられてゐるが、一説には、それは元來醫學上の言葉であつて、人體の一部に瘤起を生じた様な場合に、これを獨語で *Inflatio* と呼んで居り、これに語源を發したものと云はれてゐる。いづれにしても、不自然に、病的に物がふくらむことを意味し、これより轉じて金の量目を減じ、紙幣を濫發して、通貨の量を膨脹せしめ、通貨價値を引き下げることがインフレーションと一般に稱する様になつたのである。此の言葉が通貨の不當な膨脹現象の代名詞として用ひられたのは南北戦争時代（一八六一年）である。即ち當時米國政府は戦費調達の爲め綠背紙幣（通稱グリーン・バック）と稱せら



れる不換紙幣を濫發し、其の結果物價の暴騰を惹き起したのであつた。

インフレーションは通俗的には、貨幣の供給量がそれに對する需要量を超過し、其の結果一般物價騰貴を惹き起す様な場合を云ふ、とされてゐる。併しこれは極めて曖昧な表現である。此の場合の貨幣を貨幣商品たる金即ち價值尺度としての金であるとするならば、それは全然誤りである。何故ならば、貨幣は既に明かな様に、流通部面に於いて必要とされる分量以上に流通行程に止まることが出来ないからである。既に述べた様に、與へられた期間内に必要とされる貨幣總額は、流通速度を一定するならば、實現さるべき商品價格の總和に、満期となるべき支拂の總和を加へ、それから相殺される諸支拂と、更に同一の貨幣が或時は流通要具として、或る時は支拂要具として交々通用する度數とを減じたものに等しいのであつて、流通手段としての貨幣の膨脹は、其の他の條件にして等しき限り、商品價格の總額の増加を前提としてのみ可能である。だからインフレーションは、金貨若しくは兌換券が流通手段としての役割を果してゐる限り、起り得ないのであつて、それは不換紙幣の價值法則に基いてのみ生じ得るものである。

紙幣はそれ自身何等の價值を有するものでない。それは單に金の流通手段としての機能を代位するに過ぎない。従つて流通に於いて紙幣が完全に金の代理を爲すことが出来るのは流通手段として必要とされる金銀によつて限定される。例へば、其の數量が假りに十億圓であると假定しよう。此の場合、紙幣は一圓のそれなら十億枚、十圓でなら一億枚だけのものが完全に金の代理を爲し、従つて金の價值の騰落に比例して紙幣の代理する價值も騰落する。だが此の場合、百億圓の紙幣を發行したならどうなるか。此の場合に於いても百億圓の紙幣は前と同じ様に十億圓の金を代理してゐるに過ぎない。即ち各々の紙幣は今まで代表してゐた十分の一の金をしか代表しないこととなる。だから一般商品の價格は十倍に騰貴したこととなるのである。か様な通貨の膨脹を稱してインフレーションと云ふのである。或る學者は之を本來のインフレーションと名づけ、更に異つた型のインフレーションとして爲替インフレーション及び信用インフレーションを掲げてゐる。爲替インフレーションとは、爲替相場が下落した場合にもインフレーションと同じ様な現象が起つて來ることから名づけたものであつて、信用インフレーションとは過大信用授與の結果として生ずる物價騰貴の現象を指して云つてゐる。

過去に於けるインフレーションの最も典型的なものとして常にひき合ひに出されるのは



第一次歐洲大戰後獨逸に起つたかの歴史的大インフレーションである。通貨の相次ぐ増發は爲替の激落と先行きに對する心理的不安を生ぜしめ、之れによつて換物運動は一層拍車をかけられて、物價は通貨の増發を遙かに凌駕する暴騰を續け、爲めに紙幣印刷の輪轉機の最大可能なる運轉にも拘らず、遂には通貨が不足すると云ふ奇現象を生じた。か様に於て當時の獨逸の物體は一兆二千六百億倍と云ふまさに天文學的數字を以て表示せられる程の暴騰を演じたのである。千萬マルクや一億マルクを持つて居れば、平常時に於いては大富豪であるわけであるが、當時は燐寸一個も買ひ得なかつた状態であつた。従つて社會的悲喜劇が隨所に起つたのである。インフレーションの影響を説明する場合に屢々引用される偶話であるが、亡父よりそれ／＼一千マルク宛の遺産を貰つた二人兄弟があつて、兄は大酒飲みで、其の遺産を飲んでしまつたが、弟は頗る勤直で、遺産を銀行に預金して利殖を娛んで居つた。ところがかのインフレーションにあつて、弟の方は一文なしになつてしまつたが、兄は空瓶を賣つて二億五千萬マルク儲けることが出来たと云ふのである。

インフレーションは此の様に物價騰貴を通じて社會の各層に、而も人々の所屬する階層的立場によつて全然異つた種々の影響を與へるものであるが、此の點に就ては前節に述べ

たところであるから此處には省略する。

インフレーション政策は物價引上げによつて景氣回復を圖らんとする際に、一般に採用される政策であるが、インフレーションは其れ自身の中に無限の進展性をもつ。何故ならインフレーションの發展過程に於いて擴張又は新設された企業は法外に高い固定設備もち、途方もなく高い原料を擱ませられる。だから製品の價格が若しインフレーション當時の水準以下に下れば、企業家は損失を蒙らざるを得ないか、若しくは低い利潤で満足しなければならぬ。もつと烈しい物價の低落が起れば、それこそ大變なことになる。だからインフレーションは一度開始すれば、事態を現状に於て維持する爲めに更に第二、第三の通貨の増發を爲さなければならぬ。でなければ物價は忽ち大崩落を演じ、企業は倒壊し、猛烈な恐慌に見舞はれざるを得ないのである。經濟界を根底より破壊するものとして、インフレーションの悪性インフレーションへの發展を恐れられてゐるのは此の故に外ならない。インフレーションの所謂自己發展の必然性とは此のことを指稱するのである。

歐洲大戰後、世界はインフレーションのかゝる苦杯を嘗めた生々しい經驗をもつてゐる。其の結果、一九三一年に英國が金本位の停止を餘儀なくされたのを旋回轉として、世界の



金融政策がデフレーションからインフレーションへの轉向を餘儀なくされるに至つた。それにも拘らず、それは從來のインフレーションとは些か内容を異にし、極めて制限的なものであつて、此の故に之をアンチ・デフレーション政策若しくはリフレーション政策と呼んでゐる。リフレーション政策も同じく物價を引き上げることによつて不況を打開しようとするのであるが、通貨の無限なる膨脹は之を抑壓し、適度な通貨量の造出によつて低下した現在の物價水準を恐慌以前の一定の基準年度の水準にまで引戻そうとするものである。

リフレーションと云ふ言葉はアメリカに於いて始めて用ひられた言葉であつて、一九二九年十月の恐慌直前數年間を基準年度とし、物價水準を此の基準年度に於ける水準まで恢復させようとするのがルーズヴェルト政府の當時の景氣政策の核心をなすものであつた。

#### 第四節 戦争とインフレーション

戦争にはインフレーションがつきものである。過去の經驗が之を示してゐる。北米に於

ける南北戦争のときもそうであつたし、歐洲大戰、吾日清、日露の役に於いてもそうであつた。と云ふのは戦争に於いては、殊に近代戦に於いては巨億の資材が非生産的に消費せられ、一定の時間的經過の後にはストックも枯渇し、再生産の基底にまで喰ひ込むで行き、生産資材そのものをも非生産的な消費に向けられなければならないと同時に、他方ではこれら物資の調達のためドシ／＼通貨が増發され、物資の引き上げられた後には通貨だけが残ると云ふことになるからである。

再説しよう。

元來資本制經濟の繁榮と發達の爲めに、また部分的には個々の資本的企業の發達の爲めに必要な條件は資本の蓄積と云ふことである。と云ふのは此の蓄積があつて始めて擴大再生産が行はれるからである。ところで此の資本の蓄積は二つの形態で行はれる。即ち第一は貨幣形態での資本の蓄積、これは例へば貯蓄、銀行預金、企業内の保留等々の形で現はれる。他は現物的蓄積、即ち不變資本の増加、例へば工場とか鐵道、港灣等の構築擴張、船舶の建造、機械の製作、半製品、原材料の蓄積等々である。

併し戦争が始まると、殊に近代戦では戦争技術の驚くべき發達は巨億の戦時消耗を不可



避的ならしめ、之が其の國の生産力をオーバーする。其のオーバーする部分が過去のストックによつて賄れるうちは大して問題が起らないが、戦争が長びけばこれは突然枯渇して来る。こうなると生産の爲めにふり向けられた鐵や其の他の生産財までも、生産より引き上げられて戦時消耗に向けられなければならなくなる。加之、既設の生産設備の改善、修理の餘裕もなくなり、苛酷な使用の爲めに生産設備は過勞に陥入り、かくて再生産の基底は加速度的に破壊されて行くのである。

戦争に消費される巨億の價値は全然非生産的に費消されるのであるから、どの様な形態に於いても再生産過程には歸つて來ない。最終的に脱落してしまふのである。従つて戦争は國民經濟の急激な貧窮化を齎らすのであるが、他方貨幣形態での蓄積は其のまゝ資本循環の過程に残留する。従つて資本の現物的な形態での縮少はP、アインツヒの表現を藉りるならば「貨幣單位即ち尨大なる量の貸付資本に現はれる國家の皮相的富裕化に合致する」。換言すれば物と金との不均衡に基づくインフレーション現象がこゝに不可避的に生起するのである。

經濟はそれ自身のうちに自らの均衡を回復しようとする自己法則性をもつ。物と金との

均衡が破壊された場合にも、勿論此の法則は貫徹されるのである。尤も此の法則の貫徹がいつも同じ形態をとるとは限らない。例へば一國の貨幣體制が國際體制に結びつけられてゐる場合、云ひかへるならば、銀行券の金兌換が許されて居り、貿易の自由が確保されてゐる場合には、經濟は自動的に通貨を収縮することに——即ち通貨の退蔵及び海外流出——によつて自らの均衡を回復するに至るのである。

然るに國の貨幣體制が金の拘束より離脱して居り、貿易の自由が抑壓されてゐる場合には通貨の自動的収縮に基づくバランスの自動的調整と云ふことは不可能となる。何故なら不換紙幣は流通過程に滞留し、流通を媒介することが其の本來の性質であるから、物と金との均衡を目的として自らを収縮せしむべき自動的な調整力をもつてゐないからである。此の場合に残された均衡回復の唯一の道がインフレーション現象なのである。インフレーションこそは洵に紙幣體制下に於いて物と金とのアンバランスを是正せんすとするところの經濟の自己運動法則の貫徹の姿に外ならない。殊に戦時に於いては本來物によつて裏づけられるべき通貨が兌換停止の下に物の生産とは一應無關係に造り出されるのであるから、物と金との不均衡は一層激化し、經濟は自律的に物價騰貴と云ふ現象を通して強力的に之



を是正しようとするのである。

インフレーションは國家の不生産的な消費と結びつけられることによつて最も典型的に發展する。而して其の初期に於いては物價の昂騰、信用の膨脹、擬性資本の價格の増大、金利の低下等々の附隨的な現象を生じ、企業利潤を向上せしめ、物の生産を刺戟し、現物的價値の増大を齎らすものであるが、インフレーションのか様な生産的な寄與は間もなく限界點につきあたる。と云ふのはインフレーションが生産的作用をもち得る爲めには、遊休設備と産業豫備軍の存在することが必要條件であるが、好況の進展は遠からず完全操業の時代を現出せしめるからである。事態がこゝまで來ると、インフレーションの生産的作用は逆に破壊的作用に質的轉換をとげて來る。殊にインフレーションが最後の段階に近くにつれて、國民經濟は末期的症狀を示し始める。即ち此の段階に於いては、爲替相場が支配的原因となつて物價を奔騰せしめ、それに伴ひ更に通貨が膨脹し、此の膨脹せる通貨は心理的不安の醸生と相俟つて更に物價を昂騰せしめ、遂には通貨の不足さへ生じ、其の窮極は國民經濟の破壊にまで導くのである。

か様にインフレーションは自らを不可避的に進展せしめて行く自己發展の法則をそれ自

身のうちにもつてゐるのであるが、インフレーションの顯現する形態は如何なるとき、如何な國に於いても同一であるわけではない。歴史的に規定された其の國の社會經濟事情に照應して現はれる相貌を異にする。殊に自由主義經濟の土臺の上に展開されるインフレーションと統制經濟の埒内に於けるそれとははつきり區別して考へられなければならない。戦争とインフレーションの關係の一の典型的な例としてとりあげられる前大戰に於ける獨逸の歴史的なインフレーションの經驗が今日の吾經濟體制下にそのまゝ再現されることはあり得ない。生産、配給に對して全面的に合理的な計畫性を賦與することによつて前の觀念では不可能とさへ考へられた現象でも、また破局性をさへ回避し得るかもしれない。が併し生産、配給の全面的な計畫化はとりもなほさず現在の經濟機構の止揚を意味する。商品生産の社會であり、貨幣經濟の社會である現在の經濟の基本構造が承認される限り、其の土臺の上に統制が如何に強化され、計畫性の賦與がなされたとしても、それは經濟を全面的に規定することは不可能であり、其の限りでは非生産的消費とそれに伴ふ通貨の増發が他方に繼續されるならば、インフレーション現象は基本的には之を避け得ないのである。統制經濟とインフレーションの關係に就ては次節に論じよう。



## 第五節 統制經濟とインフレーション

インフレーションは資本循環の過程に起る經濟の一種の生理現象である。殊に戦時に於ける財政の尨大な支出がその租税・公課或は官業収益によつて賄ふことを得ない場合に起る。と云ふのは租税や公課等によつて賄ひ得ない部分は公債の發行なり、不換紙幣の發行によつて補充せざるを得ないからである。

尤も公債の發行が公募の形式による場合には、結局過去の蓄積によつて賄はれることゝなるから、インフレーションは起らない。併し吾國の様に、日本銀行が一旦之を一手に引き受けて、前貸の形で政府に資金を供給する場合は、兌換券——と云つても勿論兌換は停止されてゐるから實質的には不換紙幣であるが——の増發となり、インフレーションが起る。勿論日銀は此の引き受けた公債をいつまでも手持してゐるわけではない。金融市場の繁閑・遊資の多少と云ふことを考慮し、其の上で金融市場を壓迫しない様な適當な時期を選んで漸次に賣りに出る——所謂公開市場政策を採用して公債の消化を圖り、政府が所要

の支拂をなすことによつて市場に放出した通貨を回収すると云ふ方策に出でゐる。従つてか様な公債消化策が順調に行はれて居れば、インフレーション現象の急激な惡質化と云ふことは起らないことゝなる。此の點に就ては次節の「インフレーション對策」に於いて述べる心算であるから、此處では此の程度で止めて置くことゝしよう。

インフレーション現象は、既に述べた様に、何時でもまた何處に於いても同じ姿をとつて現はれるとは限らない。其の顯現する型態は時と處とに應じ、客觀的な情勢を異するに従ひ異つてゐる。殊に所謂自由主義經濟下に於ける場合と、統制或は計畫經濟下に於ける場合とでは著しく違つた形をとつて現はれる。

自由主義經濟の下では、インフレーション現象は先づ物價の暴騰現象として現はれる。物價の騰貴は生産を刺戟し、所得を増大せしめるから、インフレーションもある一定點までは經濟界に對して生産的寄與をなす。それ故不況期にはその克服策として積極的にインフレーション政策がとられるのである。併し乍らインフレーションの生産的寄與には限界點があり、其の點を越えるや惡性インフレーションと化して遂には國民經濟を破局にまで導くに至るのである。而もインフレーションはそれ自身のうちに自らを進展せしめる自



己法則をもつ。即ちインフレーションが一度展開せられると自らの發展法に基づいて、必然に國民經濟の破壊を招來するまで自らを進展せしめねばやまないのである。

自由主義經濟下に於いてはインフレーションは此の様に自己發展の法則に基いて一定點を越えると恐るべき悪性インフレーション化するのであるが、其の顯現の一般形態を前大戰の經驗によつて之を示すならば、物價の天文學的暴騰、信用貨幣機構の崩壊、此の二つの事實は相互に因となり、果となつて進展するのであるが、か様な原因に基いて商品流通並に再生産の過程は混亂に陥入り、投機及び思惑が旺盛化し、中小資本の急速な没落と大資本の集中・集積が齎らされ、中産階層及び勤勞大衆は極度に窮乏化し、その最後の段階に於いては國民經濟の破局が招來されたのである。

今日統制經濟下にあつては勿論此の様な悪性インフレーションの全面的激化による國民經濟の破局は考へられない。併し乍ら今日の統制經濟が資本制經濟の止揚を意味するものでない限り、その統制が如何に強化され、物資の配給機構が如何に完備されたとしても、一方に巨億の戰時消耗があり、他方に國際關係の緊迫に基く豫算の膨脹従つて通貨の膨脹、が避けられず、而も放出された通貨の回収が行はれない限り、インフレーション

の自己法則は基本的には之を回避し得ない。インフレーションは此の場合統制の最も弱い部面に向つて集中的に暴發しようとする。

物資の配給機構が完備され、公定價格が前面的に強化してゐる場合には、勿論インフレーションは物價の暴騰としては現はれない。たとへ物價は常に此の統制を反撥し、騰貴しようとする無氣味な爆發性を胎動してゐるとは云へ。併し此の場合にもインフレーションの運動法則は自己を貫徹せしめねばやまない。それは歪曲された姿で現はれる。所謂闇取引の往行、品質の低下による消極的物價騰貴、買溜め、賣惜み、物資の偏在、配給の不圓滑、これらの原因によるコスト高・製品安に基く生産の低下等に今日吾々の見聞する一聯の好ましからざる現象は實に一面インフレーションの運動法則の貫徹の姿に外ならないのである。

何人でも購買力を持ち、物の購入が自由に許されてゐるところでは、どうにかして、其の購買力を實現しようとするのは人情である。まして物資不足が一般に喧傳されてゐる場合、換物傾向が生じ、暗取引の往行、買溜め、賣惜み、配給の不圓滑が生ずるのは自然の理であらう。生産者が公定價格に押へられ、コスト高・製品安となるときは、自己保存の



爲めにも否應なしに品質低下の方向に走らざるを得ないであらう。勿論品質にも規格は公定されるであらう。併し品質の規格を表示することが困難であるか又は不可能であり、檢定の方法も亦困難なもの若しくは方法のない物資も非常に多いのである。而も賣る者よりも買ふ方が頭を下げなければならぬ今日の情勢に於いて、粗悪品云々の抗議は事實上不可能である。か様にして暗取引は直接價格の點のみならず、質と云ふ消極面に於いても滔々として行はれてゐるのである。

か様にインフレーションは統制經濟下にあつても如何なる形態に於いてか必ず自らを貫徹する。之を回避する爲めには通貨膨脹其のものゝ原因を芟除するか、或はまたそれが不可能な情勢下にあるならば、一方に於いて生産力の擴充を圖ると共に、他方に於いて所得を制限し、嚴格なる消費規正を斷行すると共に、餘剩購買力の徹底的なる回收を圖らなければならぬ。此れ以外にインフレーションを回避し得る方策はあり得ないのである。此の點に就ては節を改めて述べよう。

### 第六節 インフレーション對策

國民經濟の全面的な破局を回避しようとするならば、インフレーションが所謂悪性インフレーションに發展することを防止せねばならぬことは論ずるまでもない。然らばインフレーションの悪性化への發展は之を如何にすればよく防衛し得るのであらうかと云ふことが問題となる。インフレーションは元來不況克服に對する起死回生の妙藥として、また戦時に於いては資材調達の妙策としてとられるものであるが、それが一度展開せられるとそれ自身の發展法則に基いて無限に進展するものとすれば、インフレーションの悪性化は不可避的な現象ではないのだらうか。然し吾々はそうは考へない。前大戰に於ける歐洲の悲惨な經驗は吾々に之れに對處すべき多くの知識と工夫とを與へてゐる。

インフレーションと云ふ現象は根本的には貨幣の流通法則によつて貫かれた紙幣流通の法則の實現された姿に外ならない。それ故に吾々が此の紙幣の流通法則の線に沿つた對策を準備するならば、インフレーションの悪性化は自ら之を回避し得るのである。

普通インフレーション對策として先づ採用されるのは價格抑制政策であり、その實現の爲めの配給機構の整備である。併し乍ら一方に物資が次第に不足して行くに拘らず、逆に他方に於いて絶えざる通貨の膨脹があるとするならば、價格の騰貴は到底之を避け得な



い。それは丁度空氣の入つたゴム風船の一方を指で押せば他方がふくれあがり、更に強く押せば破裂してしまふと同じ様なものである。(インフレーション現象そのものを惹き起した原因を免除せずに、唯だ感知せられる現象面だけを押へようとしても、それは不可能なことである。尤も統制の強力な部面には直接には其の影響は現はれないかもしれぬ。併しそれだけに統制の弱い部面に集中的に現はれることとなる。假令公定價格制が全面的に強化されたとしても、インフレーションは必ずや自己を貫徹するであらう。勿論此の場合、直接に價格面には現はれて來ないであらう。それは異つた面に、異つた形態をとつて現はれ、結局全體として國民經濟の觀點から云へば、それは物價騰貴と同じ影響をうけることとなるのである。即ち公定價格制が維持せられて、國民經濟の一般的窮乏が齎らされると云ふ結果に陥入る。此點に就ては既に前節に於いて述べたところである。

要するに通貨の膨脹を其のまゝにして、これより生ずる結果だけを取り除うとしても、それは無理である。紙幣の流通法則に反する政策はやがて自らを清算せざるを得ない。併しそれかと云つて價格をそのまゝに放任するならば、インフレーションに拍車をかけることとなるから勿論不可である。されば吾々は一方に於いて、配給機構の整備を圖り、(配

給機構の整備はそれだけでは目的を達し得ない。之を完全にしようとするれば、どうしても生産の統制まで行かなければならぬ。)價格對策を講ずると同時に、インフレーション現象をよつて生ぜしめた原因そのものを除去すると云ふ方策に出でなければならぬ。

インフレーションはその原因によつて普通財政インフレーション、信用インフレーション、爲替インフレーションに區別せられてゐるが、勿論此の各々は別々に、相互に無關係に起るのではない。それらは相互に關聯し、相互に因りなり、果となつてインフレーションを進展せしめて行くのである。此の三者のうち主動的な役割を演ずるものは財政インフレーションであらう。一度財政インフレーションが起るならば、それは物價を騰貴せしめるから、企業心を刺戟し、生産の擴張を誘致せしめる。従つて此處に旺盛な資金の需要が起り、信用インフレーションと云ふ現象が併起する。信用インフレーションはまた不況期に之を克服する爲めに、低利を以つて金融機關が積極的に産業資金を放出する場合にも起り得る。何づれにしても市場に放出せられる通貨量が増加する。このことは一國の貨幣體制の基礎を脆弱にし、外國人をして其の國の通貨に對する不安を惹起せしめ、従つて通貨の對外價値を低下せしめる。それは現實には對外爲替相場の下落となつて現はれる。とこ



ろで爲替の下落は輸入品の昂騰を誘致せしめるから、吾國の様に其の國の經濟が高度に外國に依存してゐる場合には、結局豫算の膨脹を餘儀なくせしめ、かくしてインフレーションを更に進展せしめることとなるのである。

そこでか様な場合には、先づ價格を抑制する——と云つても、合理的な點に且バラバラでなく、総合的でなければならぬ。例へば製品の價格を抑へても、原料の價格を同時に抑へるのでなければ、却つて品質の低下或は生産の減少と云ふ逆効果が生ずるからである。——と同時に、爲替の低落を防止し、此の方面よりする物價高を避け、更に資金の配分、運用に就て放漫に流れることなく、一定の計畫性を賦與し、他方所得の抑制を圖り、消費規制を嚴格にすると共に、政府資金の尨大な撒布から生ずる餘剩購買力の吸収を圖ると云ふ方策に出でなければならぬ。勿論別に恒久的な對策として物資の増産を企圖しなければならぬが、それは云ふまでもなく、一定の時間的經過を必要とするものであるから、先づ緊急の對策として以上の諸手段が講ぜられなければならないのである。

爲替の下落を防止し、それを一定の水準に維持する爲めには當然爲替の管理と云ふことが必要となつて來るし、進んでは貿易そのものゝ統制と云ふことも必要となつて來る。吾

政府に於いても昭和六年十二月の金再禁止、インフレーション政策への轉換以來此の方向に進んで居り、事變以來それが更に強化されつゝあることは周知のところである。

インフレーションの最も根本的な對策としては、不生産的消耗を削減し、豫算を縮少することであるが、平常時に於いては別として、今日の様に一方では巨億の消耗を伴ふ戰爭を遂行しつゝ、國際情勢の緊迫から高度國防國家の建設に邁進しなければならぬ時に於いては、そのやうなことは到底不可能なところである。殊に産業が尨大な財政支出によつて培養されて來た事情の下で、豫算の壓縮をなすときは、恐慌現象が起ることは免れ得ない。従つて吾々は政府の放出した資金を可及的に速かに回収すると云ふ手段に訴へなければならぬのである。それがめにはどうしても消費の規制を嚴にし、國民生活の水準を切り下げ、貯蓄を奨励し、公債の圓滑なる消化を圖ると云ふことが絕對に必要となつて來る。それ故に政府に於いても事變以來、諸種の物資の使用禁止或は制限規定を設け、國民の貯蓄を勸奨し、公債消化の動向に對しては多大の關心を拂ひ、幾多の方策を講じてゐるのである。

増税も亦國民の購買力を吸収し、且つ不換紙幣の増發をそれだけ防止すると云ふ點に於



て、インフレーション抑壓の對策としての意義をもつ。所謂二・二六事件で倒れた高橋健全財政の後をうけた馬場財政以來の數次の稅政改革、相次ぐ増稅の斷行は一面か様な意味をもつてゐるのである。

信用インフレーションの面の對策としては、曩に述べた様に、資金の運用・配分が計畫化されなければならぬ。臨時資金調整令の公布、總動員法による金融統制の全面的強化——銀行等資金運用令の公布實施——はまさに此の事實を物語るものである。これはひいては相互に何んらの關聯もなく存在する現下の吾金融諸機關の整備統合の必要を漸く痛感せしめて來た。地方銀行の合同、勸農合併の進捗、特銀機構の改革、起債界に於けるシンデケード團の擴大強化、日銀を中心に内外の新事態の發展に對應する目的を以つて這般金融界が自治的に結成した全國金融協議會の如きは以上の方向に沿ふたものである。か様にして政府は平和産業方向への資金の流入を抑壓し、公債の消化と軍事資材の生産擴充資金の供給に萬全を期し、これによつてインフレーションの惡質化を防止しつゝ、所要生産力の増強を企圖してゐるのである。

所得抑制の手段として俸給・賃銀令・經理統制令が公布されたことは周知のところであ

らう。

要するに、恒久的な對策としては生産力の擴張、應急的な對策としては餘剩購買力の吸收、所得の抑制がインフレーションの惡質化に對する根本的な對策であり、此の根本方針に向つてあらゆる合理的にして可能なる手段が講ぜられなければならない。

### 第七節 デフレーション

デフレーションとは、之を簡単に云ふならば、通貨が收縮して一般物價の下落を惹き起す場合を云ふ。インフレーションとは全然反對の現象である。だが此處で注意しなければならないことは、通貨の收縮が物價の下落か商品量の減退かによる商品の總價格の減退を其の原因とする場合、若しくは貨幣の流通速度の増大或は信用制度の發展による無貨幣取引の増大を原因とする場合、それはこゝに意味する通貨の收縮とは云ふことが出來ない。それは社會的必要流通量の減少に基く當然の收縮であり、物價の下落が誘致した收縮であつて、其の收縮によつて物價が下落したのではないからである。

デフレーションは不換紙幣の流通必要量を越えた増發によつて惹き起されたインフレー



シヨンの先行的存在を前提として多くは惹き起される。それ自身には無価値であり、たゞ金の流通手段として機能を代理する限りに於いてのみ金の価値を表示するに過ぎない紙幣は、其の本質上、最後まで流通行程に止まるものであり、流通必要量以上に発行されても流通行程から引上げられると云ふことがない。従つて通貨が必要量を越えて発行された場合、即ちインフレーションが起つた場合に於いては、増發された數量に應じて各紙幣の代表する金分量は以前よりも少くなる。換言すれば紙幣各單位の表示する価値は之によつて下落するのであるが、膨脹した紙幣量を收縮することによつて、各紙幣の代表する金分量を多くし、従つて紙幣の表示する価値を騰貴せしめることが即ちデフレーションである。

歐洲大戦中、歐洲に於ける交戦諸國は輪轉機の可能なる最大の能力を發揮せしめて紙幣を印刷した。其の結果はかの歴史的な大インフレーションとなり、經濟は根底より破壊されたのであつた。長い陰慘な戦雲が休戦と共に晴されて、平和の光りが再び地上を照らし出すと、嵐の踏躪に委ねられた花園を再建する爲めに人々は其の全努力を傾注し始めた。そして經濟復興の爲めに何よりも先づ要求されたのは、混亂せる通貨制度を整備することであつた。それには無制限に發行された不換紙幣を回収することによつて本位制度を確立

する事が必要であつた。かうして世界の大部分の國は戦中及び戦後の貨幣混亂の時代を経て、インフレーション政策からデフレーション政策に轉向し、再び金本位制度に復歸したのであるが、一九二九年秋に始まつた世界恐慌の嵐は各國をしてまた金本位の停止を餘儀なくし、其の金融政策をしてデフレーションからインフレーションへの再轉向を要求したのであつた。少くとも當時の各國はリフレーション政策の採用を否應なしに選ばざるを得ない事情にあつたのである。

デフレーションはインフレーションとは全く對蹠的な現象であり、従つて兩者の及ぼす社會的經濟的影響に於いても全く異つてゐる。インフレーションが價格騰貴を通じて、社會の各層に、而も人々のよつて立つ階級的立場によつて全然異つた種々の影響を與へたものであることは既に述べたところであるが、デフレーションに於いては、貨幣價值を騰貴せしめ物價の下落を招來するところから、貨幣資本家、一般債權者及び利子寄食者階級に對して極めて大なる恩恵を與へるのに反して、産業資本家及び勤勞階級にとつては甚だ不利である。物價の下落は勤勞階級の生活を容易にするかの様に一應考へられる。併し乍らそれは俸給賃銀がデフレーション以前の水準に安定してゐる場合のことで、現實の事實と



しては、物價の下落は恐慌乃至不景氣を誘致することから、産業資本は其の利潤を維持せんとして犠牲を勤勞階級に要求し、賃銀の削減、勞働時間の延長、合理化による勞働強度の増進を圖ることとなり、また事業の不振と共に大量餓首となるから、勤勞階級は甚だ不利な立場に立ち、またか様な大衆の生活必需品を供給する中小生産者、中小商業者、農民も苦境に陥ひることは免れない。デフレーションの下では租税公課の負擔の重壓も一層増大する。

インフレーションからデフレーションへの轉化に際しては、恐慌若しくは不景氣が起ることは免れない。何故なら、インフレーション時に蜂起した群少の企業或は生産設備の擴張を行つた企業は極めて高い生産設備をもつ。其の上原料品は高値で掴むのである。従つて物價の下落が甚しければ、企業は苦境に陥り、或は倒壊することを免れないからである。此のことは、先行するインフレーションが甚しければ甚しいだけ、デフレーションへの轉化によつて惹き起される不景氣乃至恐慌は一層深く且廣い。

### 第八節 平價切下げと貨幣の對外價値の問題

本位貨幣の各單位に含まるべき法定の金分量を少くすることである。即ち例へば從來本位貨幣一圓の含有する金量が二分であつたことから一分に引下げること云ふ。

平價切下げは、本來的には、一國の流通が紙幣下にをかれた場合、對外爲替相場の変動となり、對外貿易の發展が阻害される結果、之を免れる爲めに金本位の正常な状態を回復しようとする際にとられる一の手段である。

大戰後の通貨混亂期を経て、世界は相對的安定期に入り、一九二五年英國先づ金本位制に復歸するや、之を契機として諸國は相次いで金本位制の再確立時代に移つたのであるが、此の金本位制への復歸に際して、舊平價で解禁した國家と、新平價で解禁した國家の二類型があつた。舊平價による金解禁とは、金輸出禁止前の貨幣價値への復歸であり、新平價によるそれは禁止前の本位貨幣一單位の含有する金分量を減少することによつて貨幣價値を下落せしめ、新なる平價を設定して解禁することである。通貨の對外價値即ち對外爲替相場の低落が、そう甚しくなかつた國家では、舊平價による解禁を行つて金本位制度の再歸を圖つたのであつた。例へば、吾國を始め英米の如きはそれであつた。併し、低落の程度が大であり、舊平價を以つて解禁するときは、貨幣價値の騰貴即ち物價の下落となり、



經濟界を混亂せしめる様な恐れがあつた國家では爲替相場の自然的地位に平價を切下げ、新平價に於いて解禁したのであつた。獨逸、佛蘭西の如きはそれであつた。

平價切下げを行ふ際に最も問題となるのは、果してどの點に於いて之を爲すべきか、と云ふことである。先づ此の際には爲替相場が自然的な地位に安定してゐると云ふことが、必要な前提條件である。何故なら、爲替相場が安定出来ない様な諸條件の下に於ては、例へば、該國家の財政の將來に對する不安とか、國際收支が逆調の一方的傾向にあるとか、社會的・政治的不安に蔽はれてゐるとか云つた様な事情の爲め、對外價值が尙低下せんとしてゐる傾向を示してゐる場合に、平價切下げによる金輸出解禁を爲しても、それは早晩、該國家の通貨の對外價值を不當なる高位に止めることとなり、金の流出を繼續せしめ、再び輸出禁止を斷行しなければならなくなるからである。斯くては更に第二第三の切下をも必要とするに至るであらう。が之れが自然的安定點に於いて行はれるならば、物價は之によつて大した影響を蒙ることがないわけである。だから平價切下げによつて物價騰貴を期待する爲めには、爲替相場の此の自然的安定點以下に於いて切下げられねばならない。

平價切下げは、既に述べた様に歐洲大戰後の經濟再建の爲めの金本位制への復歸の爲め

に、即ちインフレーション政策からデフレーション政策への轉化の爲めに採用された政策であつたが、後には其の意義を轉じて、海外市場への積極的進出の爲め的手段とされ、また景氣回復策としての財政インフレーションを誘致する爲め的手段と云ふ反對物に轉化した。即ち爲替相場の自然的安定點以下に於いて平價を切下げ——尤もこれを俄かに斷行するとき、經濟界に重大な影響を及ぼすことを免れないから、豫め何等かの人爲的政策を用ひて爲替相場を自然的な位置から、切下げを爲すべき點まで引下げてをくのであるが——之れによつて自國商品の海外市場への蠶食を企圖し、他國の犠牲に於いて自國の恐慌を克服乃至緩和せんとすると同時に、他方に於いては此の切下げによつて中央銀行の準備金がそれだけ擴大されたこととなり、通貨發行の餘地を多くし、政府は公債を増發することによつて之を借り上げ、低利資金の貸出とか匡救事業を起すとかによつて、之を經濟界の諸般の面に放出し、不況を克服しようとする様になつた。此の政策を典型的に行つたものはアメリカである。ルーズヴェルト政府が景氣克服策として所謂ニラ(National Recovery Act)政策を提唱し、之に要する尨大な資金を平價切下げによる準備金の増大に求めたことは周知のことであらう。そしてその際に、アメリカ政府は平價切下げの準備として先づ



弗爲替の自然的地位を銀の買上げにより銀に對する金弗の比價を低落せしめることによつて、切下ぐべき點まで引下げること豫め努力したことは周知のことである。

## 附 録

貨幣法關係法規抄  
兌換銀行券關係法規  
金輸出禁止 係法規



# 貨幣法關係法規抄

## 新貨條例

諭告

明治四年辛未五月

皇國往古ヨリ他邦貿易ノ事少ナク貨幣之制度イマタ精密ナラス其品類各種ニシテ其價值モ亦一定セス今其概略ヲ舉ムニハ慶長金アリ享保金アリ文字金アリ大小判金アリ一分金アリ貳分金アリ貳朱金アリ一分銀アリ一朱銀アリ當百錢アリ大小數種ノ銅錢アリ其他一時通用ノ貨幣ハ枚舉ニ遑アラス甚シキハ一國一郡限ノ貨幣アリテ今ニ至ルマテ僅ニ其一部ニ通用シ他ニ流通セサルモノアリカク其品類區々ニシテ方圓大小其價ヲ異ニシ混合雜馭其質ヲ同ウセス抑貨幣ノ眼目タル量目ト性合トニ至リテハ殆ント辨知スヘカラス新舊互ニ雜用シ品位自ラ低下シ其間或ハ贋造ノ幣アリテ竟ニ今日ノ甚シキニ馴致セリ偶々良性ノ貨幣ハ徒ラニ富家庫中ノ寶物トナリ或ハ外國へ輸出セシモ亦少ナカラス遂ニ諸品換用ノ能力ヲ失ヒ日用便利ノ道ヲ塞キ流通ノ公益殆ト絶エントスルニ至ル實ニコレ天下一般ノ窮約ニシテ萬民ノ痛心更ニ之ヨリ大ナルモノナシ今其緣由ヲ尋繹スルニ全ク一定ノ價位ナクシテ善惡良否ヲ雜用スルノ舊幣ヨリ生スル事ナリ方今貿易ノ道彌盛ムナル時ニ當リテ舊幣ヲ改メ精良ノ新製ヲ設ケスンハ何ヲモツテ流通ノ道ヲ開キ富國ノ基ヲ立ンヤ是



政府ノ責任ニシテ然モ燃眉ノ急務タリ故ニ去ル明治戊辰ノ年ヨリ早クソノ功ヲ起シ莫大ノ經費ヲ厭ハス大阪ニオイテ新ニ造幣寮ヲ建置シ壯大ナル器械ヲ備ヘ廣ク宇内各國貨幣ノ眞理ヲ察知シ金銀ノ性質量目ヨリ割合ノ差等鑄造ノ方法ニ至ルマテ詳カニ普通ノ制ヲ比較商量シ以テ精密ノ通用貨幣ヲ鑄造シ在來ノ貨幣ニ加ヘテ一般ノ流通ヲ資ケントスルノ都合ヲ謀リ既ニ開寮ノ儀典ヲ完了セリサレトモ前ニ言ヘルコトク區々各種ノ貨幣多ケレハ現場諸品ノ價值ヲ錯離シ萬民ノ迷惑ナルコトナレハ漸々新舊ヲ交換シテ在來ノ通寶ハ悉ク改鑄シ都テ品類ヲ一定セシメントノ御趣意ナリ且貨幣ハ天下萬民ノ通寶タル主旨ニ基キ地金ヲ持參シテ引換ヲ望ムモノヘハ速カニ改鑄シテ通用貨幣ヲ渡スヘシサレハ今人々古來ノ舊習ヲ襲ヒ重代ノ寶物トセル古金銀モ數年ナラスシテ全ク地金一樣ノモノトナルヘケレハ早々交換流通シテ貨幣ノ眞理ヲ失ハサル様注意スヘキ事肝要ナリ斯ク新タニ造幣寮ヲ設ケシモ偏ニ萬民ノ保護ヲ任スルノ職分ヲ盡スノ外他アルニアラサレハ萬民亦能ク此理ヲ會得シ各ソノ務ヲ勉勵シテ天賦ノ職ヲツクスヘシ仍テ今爰ニ其次第ヲ揭示シ併セテ新貨幣ノ眞形ヲ摹シ其量目品位表ヲ添ヘ且ツ地金引換ヘノ規則等詳細ニ附録シ普ク國內ニ頒布諭告スルモノ也

新貨幣例目

- 一 貨幣ノ稱呼ハ圓ヲ以テ起票トシ其ノ多寡ヲ論セス凡テ圓ノ原稱ニ數字ヲ加ヘテ之ヲ計算スヘシ但シ一圓以下ハ錢一圓ノ百分一ト厘一錢ノ十分一トヲ以テ少數ノ計算ニ用フヘシ

- 一 算則ハ都テ十進一位ノ法ヲ用ヒ一厘十ヲ合シテ一錢トシ一錢十ヲ併セテ十錢トイヒ十錢十即チ百錢ヲ以テ一圓トス一圓ヨリ上十百千萬ニ至ルトイフコトモ皆十數ヲ合シテ一位ヲ進ム其他半錢五錢五十錢五圓ノ如キ八十數ヲ半割シ二十錢二圓二十圓ノ如キモ亦一十ノ數ヲ倍スルマテニシテ固ヨリ軌範ノ外ニ出テス
- 一 厘ヨリ以下ハ別ニ鑄造ノ貨幣ナシト雖モ若シ計算ヲ要スレハ毛絲忽微織ヲ以テ微少ノ數ヲ算スヘシ又萬ヨリ以上八十萬百萬千萬ニ至リ千萬十即チ萬萬ヲ以テ一億トシ大數ノ計算ヲ爲スヘシ
- 一 新貨幣ト在來通用貨幣トノ價格ハ一圓ヲ以テ一兩即チ永一貫文ニ充ツヘシ故ニ五十錢ハ二分即チ永五百文十錢ハ一兩ノ十分一即チ永百文一錢ハ一兩ノ百分一即チ永十分一厘ハ一兩ノ千分一即チ永一文ト相當ルヘシ但シ二十圓十圓二十錢五錢半錢モ皆同様ノ割合タルヘシ
- 一 製貨中金銀純分ノ割合及其量目ハ都テ眞形模寫ノ下ニ表出スルトイヘトモ溶和鑄造ノ際僅少ノ差アルヲ免カレス故ニ今各種ノ貨幣ニ就テ其不得已シテ生スル量目ノ公差ヲ表示シテ以テ毛絲ノ微細ヲ辨折ス

量目公差表

附	金	二十圓	十圓	五圓	二圓	一圓
---	---	-----	----	----	----	----



分位ノ内千	純銀		品位	全貨量幣	重純量金	分位ノ内千	
	混	純				混	純
圓	九百分	九百分	純分千ニ付	トロイゲレイン	トロイゲレイン	九百分	九百分
五十錢	九百分	九百分	トロイゲレイン	トロイゲレイン	トロイゲレイン	九百分	九百分
二十錢	八百分	八百分	ミリガラム	トロイゲレイン	トロイゲレイン	九百分	九百分
十錢	八百分	八百分	枚	トロイゲレイン	トロイゲレイン	九百分	九百分
五錢	八百分	八百分	トロイゲレイン	トロイゲレイン	トロイゲレイン	九百分	九百分

大数量目	一枚ノ差目	品位	全貨量幣	重純量銀	大数量目	
					枚	トロイゲレイン
トロイゲレイン	トロイゲレイン	純分千ニ付	トロイゲレイン	トロイゲレイン	九百分	九百分
メトリツクガラム	メトリツクガラム	二	メトリツクガラム	メトリツクガラム	九百分	九百分
メトリツクガラム	メトリツクガラム	二	メトリツクガラム	メトリツクガラム	九百分	九百分

一、ガラム、ミリガラム、オンス、グレイン、ト日本量目ノ比較ハ在來ノ秤量ニトリテ聊ノ差アリトイヘ  
トモ爰ニ其平均ヲ取テ之ヲ算シ左ノ略表ヲ以テ當分比較ノ定規トス（略表ハ次頁ニアリ）

ガラム	メトリツク	グレイン	トロイ	日本量目
一ミリガラム	一ガラム千分一	〇、〇一五四三	グレイン百分ノ一、五四三	〇、〇〇〇二六六二〇
一センチガラム	一ガラム百分一	〇、一五四三	グレイン百分ノ一五、四三	〇、〇〇二六六二〇四



一	デシガラム	一ガラム十分一	一、五四三二	〇、〇二六六二〇四
一	ガラム		一五四、三二〇	〇、二六六二〇四
一	デカガラム		一五四三、二〇	二、六六二〇四
一	ヘクトガラム		一五四三、二〇	二六、六二〇四
一	キロガラム		一五四三二、〇	二六六、二〇四
一	ミリヤガラム		一五四三二〇、〇	二六六二、〇四
日	本量目	ガラム	メートル	グレイン
一	一	〇、三七五六ミリガラム		〇、〇〇五七九
一	一	三、七五六ミリガラム		〇、〇五七九七
一	一	三七、五六五二ミリガラム		〇、五七九七一
一	一	三七五、六五二一ミリガラム		五、七九七一
一	一	三七五六、五二一ミリガラム		五七、九七一
十	十	三七五六五、二一ミリガラム		五七九、七一
百	百	三七五六五二、一ミリガラム		五七九七、一
一	一	三七五六五二一、〇ミリガラム		五七九七一、〇
一	一	一オンス	ハ凡八分二分八厘	但一オンス
一	一	一オンス	ハ凡八分二分八厘	但一オンス

一、本位新貨幣ト外國貨幣トノ價格ハ其國ノ制定ニヨリ各小差違アリトイヘトモ暫ラク英佛米三國ノ貨幣實價ノ品量ヲ較計スレハ左ノ略表ノ通ナルヘシ（表略ス）

新貨幣通用制限

本位金貨幣 即二十圓十圓ノ中一圓金ヲ以テ原貨ト定メ各種トモ何レノ拂方ニモ之ヲ用ヒ其高ニ制限アルコトナシ本位トハ貨幣ノ主本ニシテ他ノ準據トナルモノナリ故ニ通用ノ際ニ制限ヲ立ルヲ要セス尤モ一圓金ヲ以テ本位中ノ原貨ト定ルトハ就中一圓金ヲ以テ本位ノ基本ヲ定メ他ノ四種ノ金貨モ都テ標準ヲ一圓金ニ取レハナリ

定位ノ銀貨幣 即五十錢二十錢十錢五錢ハ都テ補助ノ貨品ニシテ其一種又ハ數種ヲ併セ用フルトモ一口ノ拂方ニ十圓ノ高ヲ限ル可シ

定位ノ銅貨 即一錢半一錢一厘ハ都テ一口ノ拂方ニ一圓ノ高ヲ限リ用ユヘシ

定位トハ本位貨幣ノ補助ニシテ制度ニヨリテ其價位ヲ定メテ融通ヲ資クルモノナリ故ニ通用ノ際コレカ制限ヲ設ケテ交通ノ定期トス

各開港貿易便利ノ爲メ當分ノ内中外人民ノ望ニ應シ一圓ノ銀貨ヲ鑄造シ之ヲ貿易銀ト爲シテ通商ノ流通ヲ



資クヘシ

此一圓銀ハ全ク各開港場輸出入物品其他外國人ヨリ納ムル諸稅及日本人外國人ト通商ノ取引ニ用フルノミニシテ内地ノ諸稅納方等公ナル拂方ニ用フヘカラサルハ勿論其他一般ノ通用ヲ得サルヘシサレトモ私ノ取引ニ付相對ノ示談ヲ以テ受取渡シイタス分ハ何レノ地ニテモ勝手次第タルヘシ  
各開港場諸稅受取方ニ付一圓銀ト本位金貨トノ價格比較ハ當分銀貨百圓ニ付本位金貨百零一圓ノ割合タルヘシ

右通用制限ハ元來貨幣ニ原本ト補助トノ別アル所以ノ理ニ基キテ制定セシモノナレハ人々取引ノ節右ノ制限ニ照準シモシコレニ越レハ唯ニテモ請取渡ヲ拒ムノ道理アルヘシサレトモ私ノ取引ニ付便宜ノタメ對談ヲ以テ請取渡イタシ候儀ハ全ク相互ノ都合ニ從フ筈ナレハ右制限ニ不拘勝手次第ニ交通イタシ不苦候事

布告

通用貨幣ノ儀從來政府ハ引揚吹替致來候處今般普通ノ公理ニ被爲基公平之御處置ヲ以テ來ル辛未六月十六日ヨリ大阪造幣寮ニオイテ左之規則之通中外人民ノ望ニ應シ金銀地金竝古金銀又ハ外國貨幣等ニ至ルマテ其名目ニカカハラス都テ實價ニ比較改鑄シ貨幣相渡可申事

造幣規則

第一條 造幣寮地金局ハ來ル六月十六日即西洋千八百七十一年第八月二日ヨリ左ニ掲載スル休日ヲ除クノ外毎日朝第十字ヨリ午後第一字マテ地金受取ノタメ之ヲ開ラクヘシ

第二條 萬一非常ノ變事ニヨリテ造幣ヲ休ムコトアラハ勿論地金受取方ヲ斷ルヘシ  
但此場合ニオイテハ速ニ其由ヲ布告スヘシ

第三條 品位竝價格トモ詳明ナル金地金竝外國金貨幣ハ百五十オンス「トロイ」凡一貫二百四十二匁以上ノ高ナラハ地金局長即チ造幣權頭直ニ之ヲ受取ルヘシ

第四條 品位竝價格トモ詳明ナル銀地金竝日本或ハ外國銀貨幣ハ二千オンス「トロイ」凡十六貫五百六十匁以上ノ高ナラハ之ヲ受取リ造幣規則ニ從ツテ本位金貨ヲ以テ拂ヒ渡スヘシ尤右地金持參ノ者一圓銀ヲ望ムトキハ造幣寮ノ都合ニヨリ之ヲ渡スヘシ

銀地金ノ代リハ當分ノ内純銀十六ニ純金一ノ割合ヲ以テ拂フヘシ

第五條 品位竝價格トモ詳明ナラサル金或ハ銀地金竝外國金銀貨幣ハ假ニ受取置試驗溶解ノ上分析シテ其品位ト價格トヲ明ニシ造幣適當ノ品ナラハ之ヲ受取ルヘシ

但シ其高金地金ハ第三條銀地金ハ第四條ト同様タルヘシ尤造幣適當ノ品量ハ別ニ造幣寮ニオイテ取究ムル定則ニ從フヘシ

一分銀ヲ除クノ外日本金銀貨幣ハ都テ此條例ニ準スヘシ

第六條 右試驗溶解ノ上分析セシ金或ハ銀地金又ハ金銀貨幣造幣不適當ナラハ之ヲ當人ニ返却シ試驗溶解



並分析ノ手数料ヲ納メシムヘシ

試驗溶解並分析ノ手数料ハ造幣寮ニオイテ取究ムル定價ニ從テ納メシムヘシ

第七條 造幣寮ノ便宜ニヨリテハ造幣不適當ナル金或ハ銀地金又ハ金銀貨幣ヲ唯精製ノ爲メ之ヲ受取ルコトアルヘシ

但其高金地金ハ第三條銀地金ハ第四條ト同様タルヘシ尤右精製料ハ造幣寮ニ於テ取究ムル定價ニ從テ納メシムヘシ

第八條 造幣寮ニ於テ造幣ノ爲メ金或ハ銀地金又ハ金銀貨幣請取濟ノ上ハ鑄造手数料ヲ引去リ第四條ニ照準シテ本位金貨又ハ一圓銀ヲ以テ其受取リシ日ヨリ三十日間ニ拂フヘキ令狀ヲ渡スヘシ

但右令狀ノ高ハ日本人ハ大阪ニアル御用爲替座外國人ハ同所ナル日本政府ノ外國爲替方オリエンタルバンク社中ニテ本文日限中ニ拂ヒ渡スヘシ

第九條 本位金貨鑄造ノ手数料ハ當分ノ内百ニ付一、ナルヘシ

第十條 一圓銀鑄造ノ手数料ハ當分ノ内百ニ付二、ナルヘシ

第十一條 金銀混合ノ地金在來二分金ノ類ハ此部内ニ屬スハ五百オンストロイ 凡四貫百四十匁 以上ノ高ナラハ造幣寮ニ於テ之ヲ預リ精製分析ノ上其價ヲ定メテ後全ク之ヲ請取ルヘシ

但右精製分析ノ定方ハ第七條ノ手續通りタルヘシ

第十二條 磨損セシ本位金貨幣八千ニ付五、一圓銀八千ニ付十、ノ手数料ヲ差出ス上ハ其量目七ノ頃ヲ以

テ再鑄ノ爲メ之ヲ受取ルヘシ

第十三條 一分銀ハ二千オンストロイ 凡十六貫五百六十匁 墨西哥ドルルハ百オンストロイ 凡十六貫五百六十匁

以上ノ高ナラハ再鑄ノ爲メ各開港場ニオイテコレヲ受取ルヘシ其他ノ金銀貨幣又ハ金或ハ銀地金ハ試驗溶解ノ上ナラテハ其品位定メ難ケレハ大阪造幣寮ニ限り之ヲ受取ルヘシサレトモ所持人ノ望ニヨリ追テ新貨幣ヲ拂ヒ渡ストキ異論ナキ爲メ左ノ證書裏面ニ記載セル造幣規則ノ下ヘ承諾ノ旨ヲ認メ自分ノ姓名ヲ手記スレハ各開港場ニテモ之ヲ受取ルヘシ

第十四條 右受取方神戸横濱ニテハ日本人所持ノ分ハ御用爲替座外國人ハ外國爲替方オリエンタルバンク社中ニ於テ取扱ヒ長崎箱館新潟ハ日本人外國人共同所運上所ニ於テ取扱フヘシ

第十五條 大阪ヲ除クノ外各開港場ニテ日本及ヒ外國貨幣又ハ金或ハ銀地金ヲ納メ造幣ヲ望ム者ハ定日數三十日ノ外往返日數並運賃危難請負等左ノ略表通り心得ヘシ

第十六條 此規則實際試驗ノ上要用ト思フ廉アレハ何時ニテモ猶改正追加スヘシ  
但其節ハ速ニ其由ヲ布告スヘシ

右之通相定候事

### 貨幣法

第一條 貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬ス

附 錄

明治三十年三月二十六日法律第十六號



第二條 純金ノ量目二分ヲ以テ價格ノ單位ト爲シ之ヲ圓ト稱ス

第三條 貨幣ノ種類ハ左ノ九種トス

金貨幣

二十圓

十圓

五圓

銀貨幣

五十錢

二十錢

十錢

白銅貨幣

五錢

青銅貨幣

一錢

五厘

第四條 貨幣ノ算則ハ總テ十進一位ノ法ヲ用キ一圓以下ハ一圓ノ百分ノヲ錢ト稱シ錢ノ十分ノ一ヲ厘ト

稱ス

第五條 貨幣ノ品位ハ左ノ如シ

一 金貨幣 純金九百分參和銅一百分

二 銀貨幣 純銀八百分參和銅二百分

三 白銅貨幣 「ニッケル」二百五十分參和銅七百五十分

四 青銅貨幣 銅九百五十分錫四十分亞鉛十分

第六條 貨幣ノ量目ハ左ノ如シ

一 二十圓金貨幣 四匁四分四厘四毛四 (十六「グラム」六六六五)

二 十圓金貨幣 二匁二分二厘二毛二 (八「グラム」三三三三)

三 五圓金貨幣 一匁一分一厘一毛一 (四「グラム」一六六六)

四 五十錢銀貨幣 三匁五分九厘四毛二 (十三「グラム」四七八三)

五 二十錢銀貨 一匁四分三厘七毛七 (五「グラム」三九一四)

六 十錢銀貨幣 七分一厘八毛八 (二「グラム」六九五五)

七 白銅貨幣 一匁二分四厘四毛一 (四「グラム」六六五四)

八 一錢青銅貨幣 一匁九分零毛八 (七「グラム」二二八〇)

九 五厘青銅貨幣 九分五厘零毛四 (三「グラム」五六四〇)

附



第七條 金貨幣ハ其額ニ制限ナク法貨トシテ通用ス銀貨幣ハ十四マテ白銅貨幣及青銅貨幣ハ一圓マテヲ限リ法貨トシテ通用ス

第八條 貨幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 金銀貨幣純分ノ公差ハ金貨幣ハ一千分ノ一銀貨幣ハ一千分ノ三トス

第十條 金銀貨幣量目ノ公差ハ左ノ如シ

- 一 金貨幣二十圓ハ每片八毛六四(〇「グラム」〇三二四〇) 一千枚毎ニ八分三厘(三「グラム」一一二五〇) 十圓ハ每片六毛零五(〇「グラム」〇二二六九) 一千枚毎ニ六分二厘(二「グラム」三二五〇) 五圓ハ每片四毛三二(〇「グラム」〇一六二〇) 一千枚毎ニ四分一厘(一「グラム」五三七五〇) トス
- 二 銀貨幣ハ各種共每片二厘五毛九二(〇「グラム」〇九七二〇) 五十錢銀貨幣ハ一千枚毎ニ一匁二分四厘(四「グラム」六五〇〇〇) 二十錢銀貨幣ハ一千枚毎ニ八分三厘(三「グラム」一一二五〇) 十錢銀貨幣ハ一千枚毎ニ四分一厘(一「グラム」五三七五〇) トス

第十一條 金貨幣ノ通用最輕量目ハ二十圓金貨銀四匁四分二厘(十六「グラム」五七五〇) 十圓金貨幣二匁二分一厘(八「グラム」二八七五五) 圓金貨幣一匁一分零厘五毛(四「グラム」一四三八) トス

第十二條 金貨幣ニシテ磨損ノ爲通用最輕量目ヲ下ルモノ及銀貨幣白銅貨幣又ハ青銅貨幣ニシテ著シク磨損シタルモノ其ノ他流通不便ノ貨幣ハ其ノ額面價格ヲ以テ無手数料ニテ政府ニ於テ之ヲ引換フヘシ

第十三條 貨幣ニシテ模様ノ認識シ難キモノ又ハ私ニ極印ヲ爲シ其他故意ニ毀傷セリト認ムルモノハ貨幣

タルノ效用ナキモノトス

第十四條 金地金ヲ輸納シ金貨幣ノ製造ヲ請フ者アルトキハ政府ハ其請求ニ應スヘシ

附 則

第十五條 從來發行ノ金貨幣ハ此ノ法律ニ依リ發行スル金貨幣ノ倍位ニ通用スヘシ

第十六條 從來發行ノ一圓銀貨幣ハ金貨幣一圓ノ割合ヲ以テ政府ノ都合ニ依リ漸次之ヲ引換フヘシ

前項引換ノ結了マテハ金貨幣一圓ノ割合ヲ以テ無制限ニ法貨トシテ其ノ通用ヲ許シ通用禁止ノ場合ニ於テハ六箇月以前ニ勅令ヲ以テ之ヲ公布スヘシ通用禁止ノ翌日ヨリ起算シ滿五箇年內ニ引換ヲ請求セサルトキハ爾後地金トシテ取扱フヘシ

第十七條 從來發行ノ五錢銀貨幣及銅貨幣ハ從前ノ通り通用スヘシ

第十八條 此ノ法律發布以後ハ一圓銀貨幣ノ製造ヲ廢ス但シ右期日以前ニ政府ニ輸納シタル銀地金ハ此ノ限りニ在ラス

第十九條 此ノ法律ニ牴觸スル從前ノ法令ハ總テ之ヲ廢止ス

第二十條 此ノ法律ハ第十八條ヲ除ク外明治三十年十月一日ヨリ施行ス



### 貨幣法中改正

明治三十九年四月六日法律第二十六號

貨幣法中左ノ通改正ス

第六條中第四號及第五號ヲ左ノ如ク改ム

四 五十錢銀貨幣 二匁七分(七「グラム」二二五)

五 二十錢銀貨幣 一匁零分八厘(四「グラム」〇五)

第十條中第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 銀貨幣五十錢ハ每片二厘一毛六(〇「グラム」〇八一〇)一千枚毎ニ一匁零分八厘(四「グラム」〇

五)二十錢ハ每片一厘零毛八(〇「グラム」〇四〇五)一千枚毎ニ六分四厘(二「グラム」四〇)十錢

ハ每片一厘零毛四(〇「グラム」〇三九〇)一千枚毎ニ五分六厘(二「グラム」一〇)トス

附 則

本法ハ明治三十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ銀貨幣ハ從前ノ通通用ス

### 貨幣法中改正

明治四十年三月五日法律第六號

貨幣法中左ノ通り改正ス

第五條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 銀貨幣

五十錢二十錢純銀八百分參和銅二百分

十錢純銀七百二十分參和銅二百八十分

第六條第六號ヲ左ノ如ク改ム

六 十錢銀貨幣 六分(二「グラム」二五)

附 則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ十錢銀貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ



### 貨幣法中改正

大正五年二月二十三日法律第八號

貨幣法中左ノ通改正ス

第六條中「十六」グラム「六六六五」、「八」グラム「三三三三」、「四」グラム「一六六六」、「七」グラム「二二五」、「四」グラム「〇五」、「二」グラム「二五」ヲ削リ第七號乃至第九號ヲ左ノ如ク改ム

七 白銅貨幣 一匁一分四厘

八 一錢青銅貨幣 一匁

九 五厘青銅貨幣 五分六厘

第十條中「〇」グラム「〇三三四〇」、「三」グラム「一一二五〇」、「〇」グラム「〇二二六九」、「一」グラム「三三三三三三三三三三」、「〇」グラム「〇一六二二〇」、「一」グラム「五三七五〇」、「〇」グラム「〇八一〇」、「四」グラム「〇五」、「〇」グラム「〇四〇五」、「二」グラム「四〇〇」、「〇」グラム「〇三三〇」、「一」グラム「一〇」ヲ削ル

第十一條中「十六」グラム「五七五〇」、「八」グラム「二八七五」、「四」グラム「一四三八」ヲ削ル

附 則

本法ハ大正五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
從來發行ノ白銅貨幣及青銅貨幣ハ従前ノ通通用スヘシ

### 貨幣法中改正

大正七年四月三十日法律第四十二號

貨幣法中左ノ通改正ス

第五條第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 銀貨幣

五十錢純銀八百分參和銅二百分

二十錢十錢純銀七百二十分參和銅二百八十分

第六條第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

四 五十錢銀貨 一匁八分

五 二十錢銀貨 八分

六 十錢銀貨 四分

第十條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 銀貨幣五十錢ハ每片一厘八毛一千枚每ニ九分二十錢ハ每片一厘二毛一千枚每ニ六分十錢ハ每片八毛

附 錄



一千枚毎ニ四分トス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ銀貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

### 貨幣法中改正

大正九年七月二十六日法律第五號

貨幣法中左ノ通改正ス

第三條中「十錢」ヲ「二十錢」ニ「五錢」ヲ「十錢」ニ改ム

第五條中「二十錢十錢」ヲ「二十錢」ニ改ム

第六條中「十錢銀貨幣四分」ヲ「十錢白銅貨幣一匁」ニ、「白銅貨幣一匁一分四厘」ヲ「五錢白銅貨幣七分」ニ改ム

第七條中「白銅貨幣及」ヲ「白銅貨幣ハ五圓マテ」ニ改ム

第十條中「十錢ハ每片八毛一千枚毎ニ四分」ヲ削ル

### 臨時通貨法

法律第八十六號昭和十三年六月一日公布

第一條 政府ハ必要アルトキハ貨幣法第三條ニ規定スルモノノ外臨時補助貨幣ヲ發行スルコトヲ得

第二條 臨時補助貨幣ノ種類ハ十錢、五錢及一錢ノ三種トス

第三條 十錢及五錢ノ臨時補助貨幣ハ五圓迄、一錢ノ臨時補助貨幣ハ一圓迄ヲ限り法貨トシテ通用ス

第四條 臨時補助貨幣ノ素材、品位、量目及形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 政府ハ必要アルトキハ臨時補助貨幣ノ外五十錢ノ小額紙幣ヲ發行スルコトヲ得

小額紙幣ハ十圓迄ヲ限り法貨トシテ通用ス

小額紙幣ノ形式ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 政府ハ小額紙幣發行高ニ對シ命令ノ定ムル所ニヨリ日本銀行ヲシテ政府預金ノ内之ト同額ヲ區分整理セシメ其ノ引換準備ニ充ツヘシ

小額紙幣ハ他ノ通貨ヲ以テ之ヲ引換フ

第七條 小額紙幣ノ發行、銷却及引換ニ關シテハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム

### 附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ實施ス

臨時補助貨幣及小額紙幣ハ支那事變終了ノ日ヨリ一年ヲ經過シタル後ハ之ヲ發行セス



### 貨幣形式令

貨幣法第八條ノ規定ニ依リ貨幣ノ形式ヲ左ノ通定ム

昭和八年九月一日勅令第二百三十二號

補助貨銅	貨ルケツ=助補					貨金位本			
	五厘	一錢	五錢	十錢	二十錢	五十錢	五圓	十圓	二十圓
(圖略ス)	(圖略ス)	(圖略ス)	(圖略ス)	(圖略ス)	(圖略ス)	(圖略ス)	(圖略ス)	(圖略ス)	(圖略ス)
經	經	孔經	經	孔經	經	經	經	經	經
一八・七八ミリメートル	二三・〇三ミリメートル	五・二ミリメートル	一九ミリメートル	六ミリメートル	二二ミリメートル	一七ミリメートル	二三・五ミリメートル	一六・九六ミリメートル	二一・二一ミリメートル
									二八・七八ミリメートル

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 造 幣 規 則

明治三十年五月四日勅令第三百三十八號

改正 明治三十二年第三六號

大正四年第二三四號

昭和八年第二三三號

- 第一條 金貨幣ノ製造ヲ請ハントスル者ハ金地金ヲ造幣局ニ輸納スヘシ
- 第二條 貨幣製造ノ爲メ受取ル地金ハ品位一千分中金八百九十八以上ニシテ其ノ含有物ノ性質造幣ニ障害ナキモノトス但シ銅以外ノ含有物ハ一千分中十以内ニ限ル
- 第三條 貨幣製造ノ爲メ受取ル地金ハ其ノ量目三百七十五グラム以上トス但シ金銀地金精製及品位證明規則ニ依リ貨幣ノ製造ヲ請フトキハ此ノ限ニアラス
- 第四條 輸納ノ地金ハ輸納人又ハ其ノ代理者ヲ立會ハシメ之ヲ秤量シテ預リ證書ヲ交付スヘシ
- 第五條 地金ノ品位及性質ハ試験ノ上之ヲ定ム

附 錄



- 第六條 地金ノ試験了リタルトキハ勘定書ニ試験表ヲ添ヘ之ヲ輸納人ニ送付スヘシ
- 第七條 輸納人前條書類ノ送附ヲ受ケ異議ナキトキハ預リ證書ヲ提出シテ貨幣拂渡證書ヲ請求スヘシ但シ異議アル者ハ三日以内ニ其ノ旨ヲ申告スヘシ此ノ期間内ニ異議ノ申告ヲ爲ササルトキハ承諾シタルモノト見做スヘシ
- 第八條 輸納人前條ニ依リ異議ノ申告ヲ爲シタルトキハ其ノ輸納地金ヲ返付スヘシ此ノ場合ニ於テハ手数料トシテ地金十五キログラム及其ノ端數毎ニ金三圓ヲ徵收ス
- 第九條 輸納地金ノ溶解減ハ輸納人ノ負擔トス
- 第十條 輸納地金ノ取扱ハ一般休暇日ノ外三月十六日ヨリ同三十一日マテノ間之ヲ停止ス但シ臨時停止ヲ要スルトキハ大藏大臣之ヲ告示ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 兌換銀行券關係法規

#### 兌換銀行券條例

明治十七年五月二十六日第十八號布告

- 兌換銀行券條例別紙ノ通制定シ明治十七年七月一日ヨリ施行ス
- 第一條 兌換銀行券ハ日本銀行條例第十四條ニ據リ同銀行ニ於テ發行シ銀貨ヲ以テ兌換スルモノトス
- 第二條 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ相當ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ
- 第三條 兌換銀行券ノ種類ハ壹圓、五圓、拾圓、貳拾圓、五拾圓、百圓、貳百圓ノ七種トス但シ大藏卿ハ各種ニ就テ其發行高ヲ定ムヘシ
- 第四條 兌換銀行券ハ租稅海關稅其他一切ノ取引ニ差支ナク通用スルモノトス
- 第五條 兌換銀行券ハ大藏卿ノ指定スル書式圖形ニヨリ日本銀行ニ於テ之ヲ製造シ時々其製造高ヲ大藏卿ニ上申スヘシ但其見本ハ發行期日前大藏卿ヨリ告示スヘシ
- 第六條 兌換銀行券ノ引換ヲ請フ者アルトキハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ營業時間中何時ニテモ兌換スヘシ(追加)但支店ニ於テハ本店ヨリ準備金ノ到達スヘキ時間其兌換ヲ延期スルコトヲ得(明治十八年



第九號布告ヲ以テ追加)

第七條 金銀貨ヲ持參シテ兌換銀行券ニ引換ンコトヲ請フモノアルトキハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ交換スルモノトス

第八條 日本銀行ハ兌換銀行券發行ニ關シ出納日表及ヒ精算月表ヲ作り之ヲ大藏卿ニ報告スヘシ

第九條 大藏卿ハ日本銀行監理官ヲシテ特ニ兌換銀行券發行ノ件ヲ監督セシムヘシ但監理官ニ於テ必要ナリトスルトキハ何時ニテモ其手許有高及ヒ帳簿ヲ検査スルコトヲ得

第十條 兌換銀行券ノ染汚毀損等ニヨリ通用シ難キモノハ日本銀行本店及ヒ支店ニ於テ無手数料ニテ之ヲ引換フヘシ

第十一條 兌換銀行券ノ製造損券引換及ヒ消却等ノ手續ハ大藏卿之ヲ定ムヘシ

第十二條 兌換銀行券ノ偽造變造ニ係ル罪ハ刑法偽造紙幣ノ各本條ニ照シテ處斷ス

兌換銀行券條例中改正

明治二十一年七月三十一日勅令第五十九號

明治十七年五月第十八號布告兌換銀行券條例中左ノ通改正ス

第二條 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ

日本銀行ハ前項ノ外特ニ七千萬圓ヲ限り政府發行ノ公債證書大藏省證券其他確實ナル證券又ハ商業手形

ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但本項七千萬圓ノ内貳千七百萬圓ハ明治二十二年一月一日以降ニ係ル國立銀行紙幣ノ消却高ヲ限トシ漸次發行スルモノトス

日本銀行ハ市場ノ景況ニ由リ流通貨幣ノ増加ヲ必要ト認ムルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ得テ前二項發行高ノ外更ニ政府發行公債證書大藏省證券其他確實ナル證券若クハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得此場合ニ於テハ其發行額ニ對シ一箇年百分ノ五ヲ下ラサル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ但其割合ハ其時々大藏大臣之ヲ定ム日本銀行ハ政府發行紙幣消却ノ爲貳千貳百萬圓ヲ限リ一箇年利子百分ノ二ノ割合ヲ以テ政府ニ貸付スヘキモノトス但明治三十一年以降ハ無利子タルヘシ

前項貸付金ノ償還年限及毎年償還金額ハ大藏大臣之ヲ定ム

第八條 日本銀行ハ兌換銀行券發行額及交換準備ニ關スル出納日表及每週平均高表ヲ製シ之ヲ大藏大臣ヘ進達シ且每週平均高表ハ官報ニ廣告スヘシ

兌換銀行券條例第二條中改正

明治三十二年法律第五十五號

兌換銀行券條例第二條第二項中「八千五百萬圓」ヲ「壹億貳千萬圓」ニ改ム



### 銀行券ノ金貨兌換停止ニ關スル件

昭和六年十二月十七日勅令第二百九十一號

日本銀行ハ當分ノ内大藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外兌換銀行券ノ金貨兌換ヲ爲スコトヲ得ス  
朝鮮銀行ハ當分ノ内大藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外朝鮮銀行券ノ金貨引換ヲ爲スコトヲ得ス  
臺灣銀行ハ當分ノ内大藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外臺灣銀行券ノ金貨引換ヲ爲スコトヲ得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 銀行券ノ金貨兌換ニスル件

昭和七年一月二十八日勅令第四號

日本銀行ハ當分ノ内大藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外兌換銀行券ノ金貨兌換ヲ爲スコトヲ得ス  
朝鮮銀行ハ當分ノ内大藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外朝鮮銀行券ノ金貨引換ヲ爲スコトヲ得ス  
臺灣銀行ハ當分ノ内大藏大臣ノ許可ヲ得タル場合ヲ除ク外臺灣銀行券ノ金貨引換ヲ爲スコトヲ得ス

附 則

本令ハ昭和六年勅令第二百九十一號失效ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 兌換銀行券條例中改正

昭和七年六月十七日法律第九號

兌換銀行券條例中左ノ通改正ス

第二條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改メ同條第四項ヲ第五項トシテ第五項ヲ第六項トス

日本銀行ハ前項ノ規定ニ依ル準備發行高ノ外十億圓ヲ限り政府發行ノ公債證書大藏省證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ前二項ノ規定ニ依ル發行高ノ外更ニ前項ニ規定スル物件ヲ保證トシ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得但シ十五日ヲ超エ仍其ノ發行ヲ繼續セントスルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

日本銀行ハ前項但書ノ場合ニ於テ十六日以後八十億圓ヲ超過スル保證發行額ニ對シ大藏大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ但シ其ノ割合八年三分ヲ下ルコトヲ得ス

附 則

附 錄

二六七



本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

### 朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律

昭和十四年一月公布法律第五十九號即日實施

朝鮮銀行法第二十二條第二項中一億圓トアルハ當分ノ内之ヲ一億六千萬圓トス  
臺灣銀行法第九條第二項中五千萬圓トアルハ當分ノ内之ヲ八千萬圓トス

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス

### 昭和十四年法律第五十九號朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律施行期日ノ件

昭和十四年四月十九日公布勅令第二百十四號

昭和十四年法律第五十九號ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律

昭和十六年三月一日公布法律第十五號四月一日實施

**第一條** 朝鮮銀行及臺灣銀行ハ大藏大臣ノ定ムル金額ヲ限リ銀行券ハ發行スルコトヲ得朝鮮銀行及臺灣銀行ハ必要アリト認ムルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ金額ヲ超エテ銀行券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ朝鮮銀行及臺灣銀行ハ前項ノ金額ヲ超過スル發行高ニ對シ大藏大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ但シ其ノ割合ハ年三分ヲ下ルコトヲ得ス  
大藏大臣第一項ノ金額ヲ定メタルトキハ之ヲ公示スヘシ

**第二條** 朝鮮銀行及臺灣銀行ハ銀行券發行高ニ對シ保證トシテ同額ノ金貨、地金銀、兌換銀行券、日本銀行ニ對スル預ケ金、國債證券其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保有スルコトヲ要ス  
大藏大臣必要アリト認ムルトキハ朝鮮銀行及臺灣銀行ニ對シ前項ノ規定ニ依リ保有スル金貨、地金銀、兌換銀行券日本銀行ニ對スル當座預ケ金ノ總額ノ銀行券發行高ニ對スル割合ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

**第三條** 朝鮮銀行及臺灣銀行ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ銀行券發行高ヲ官報ニ公告スヘシ

#### 附 則



本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
 昭和十四年法律第五十九號ハ之ヲ廢止ス  
 本法ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス  
 朝鮮銀行法第二十二條及第二十四條並ニ臺灣銀行法第九條及第二十五條第二項ノ規定ハ當分ノ內之ヲ適用  
 セス

兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律

法律第六十四號・昭和十三年三月三十一日公布

兌換銀行條例第二條第二項及第四項中十億トアルハ當分ノ內之ヲ十七億圓トス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス

兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル昭  
 和十三年法律第六十四號中改正法律

昭和十四年四月一日公布法律第五十八號即日實施

「十七億圓」ヲ「二十二億圓」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ實施ス

兌換銀行券整理法中改正法律

昭和十四年三月十六日公布法律第九號即日實施

第四條ヲ削ル

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



### 兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律

昭和十六年三月一日公布法律第十四號四月一日實施

第一條 日本銀行ハ大藏大臣ノ定ムル金額ヲ限リ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得

日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ金額ヲ超エテ兌換銀行券ヲ發行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ日本銀行ハ前項ノ金額ヲ超過スル發行高ニ對シ大藏大臣ノ定ムル割合ヲ以テ發行稅ヲ納ムヘシ但シ其ノ割合ハ年三分ヲ下ルコトヲ得ス

大藏大臣第一項ノ金額ヲ定メタルトキハ之ヲ公示スヘシ

第二條 日本銀行ハ兌換銀行券發行高ニ對シ保證トシテ同額ノ金銀貨、地金銀、政府發行ノ公債書證其ノ他確實ナル證券又ハ商業手形ヲ保有スルコトヲ要ス

第三條 兌換銀行券ノ種類ハ兌換銀行券條例第三條ニ規定スルモノノ外大藏大臣之ヲ定ム

第四條 日本銀行ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ兌換銀行券發行高ヲ官報ニ廣告スヘシ

#### 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十三年法律第六十四號ハ之ヲ廢止ス

本法ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス

兌換銀行券條例第二條及第八條ノ規定ハ當分ノ內之ヲ適用セス

因ミニ同法ノ規定ニヨル昭和十六年度中ノ最後發行限度ハ左ノ如ク決定サレタ

- 一、日本銀行 四十七億圓
- 一、朝鮮銀行 六億三千萬圓
- 一、臺灣銀行 二億四千萬圓



### 金輸出禁止關係法規

#### 銀貨幣又ハ銀地金輸出取締

大正六年九月六日大藏省令第二十六號

銀貨幣又ハ銀地金ヲ輸出セムトスル者ハ大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ但シ外國ニ旅行スル者銀貨幣五十圓未滿ヲ携帯スル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ規定ニ違反スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
地金トシテ販賣シ又ハ使用スル目的ヲ以テ銀貨幣ヲ蒐集、鑄潰又ハ毀傷シタル者ノ罪亦前項ニ同シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 金貨幣又ハ金地金輸出取締

大正六年九月十二日大藏省令第二十八號

金貨幣又ハ金地金ヲ輸出セムトスル者ハ大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ但シ外國ニ旅行スル者金貨幣百圓未滿ヲ携帯スル場合ハ此ノ限ニ在ラス  
前項ノ規定ニ違反スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
地金トシテ販賣シ又ハ使用スル目的ヲ以テ金貨幣ヲ蒐集鑄潰又ハ毀傷シタル者ノ罪亦前項ニ同シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 金銀貨幣又ハ金銀地金輸出許可申請手續

大正六年九月十四日大藏省告示第一百五十一號

- 一、金銀貨幣又ハ金銀地金ヲ輸出セントスル者ハ左記要項ヲ詳記シタル許可申請書三通ヲ作り日本銀行ヲ經テ大藏大臣ニ提出スヘシ
- 一 輸出セントスル金銀貨幣又ハ金銀地金ノ種類、數量及見積金額
  - 二 輸出者ノ住所、氏名又ハ商號
  - 三 輸出先ノ地名及荷受人ノ住所氏名又ハ商號
  - 四 豫定積出年月日

附 錄



- 五 積出港
- 六 積載船名
- 七 取引ノ性質及目的其ノ他輸出ヲ必要トスル事情
- 二、輸出ヲ許可シタル場合ニ於テハ日本銀行ヲ經テ輸出許可證ノ申請者ニ交付ス輸出ヲ許可セサル場合ニ於テハ其ノ旨日本銀行ヲ經テ之ヲ申請者ニ通知ス

金貨幣又ハ金地金輸出取締其他ニ關スル  
大藏省令廢止ノ件

昭和四年十一月二十一日大藏省令第二十七號

左ノ大藏省令ハ之ヲ廢止ス

- 大正六年大藏省令第二十六號（銀貨幣又ハ銀地金輸出取締等ニ關スル件）
- 大正六年大藏省令第二十八號（金貨幣又ハ金地金輸出取締等ニ關スル件）
- 大正七年大藏省令第三十八號（金若ハ銀ヲ主タル材料トスル製品又ハ金若ハ銀ノ合金輸出取締ニ關スル件）

附 則

本令ハ昭和五年一月十一日ヨリ之ヲ施行ス

金貨幣又ハ金地金輸出取締ニ關スル件

昭和六年十二月十三日大藏省令第三十六號

金貨幣又ハ金地金ヲ輸出セムトスル者ハ大藏大臣ノ許可ヲ受クヘシ  
前項ノ規定ニ違反スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
地金トシテ販賣シ又ハ使用スル目的ヲ以テ金貨幣ヲ蒐集、鑄潰又ハ毀傷シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

金準備評價法

昭和十二年八月十一日法律第六〇號昭和十二年八月二十五日施行

- 一 日本銀行ハ兌換銀行券ノ引換準備ニ充ツル金貨及金地金ヲ當分ノ内貨幣法第二條ノ規定ニ拘ラス純金ノ量目二百九十ミリグラムニ付一圓ノ割合ヲ以テ評價スヘシ 朝鮮銀行又ハ臺灣銀行カ朝鮮銀行券又ハ臺灣銀行券ノ仕拂準備ニ充ツル金貨及金地金ニ付又同シ



前項ノ評價ノ方法ハ大藏大臣之ヲ定ム

二 日本銀行、朝鮮銀行及臺灣銀行ハ前條ノ規定ニ依ル評價換ニ因リテ生シタル利益額ニ相當スル金額ヲ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ政府ニ納付スヘシ 但シ日本銀行カ日本銀行金買入法ニ依リ買入レ保有スル金地金ニ付テハ同法第六條ノ規定ニ依ル

三 政府ハ日本銀行ニ對シ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ保有スル金地金ノ一部ヲ第一條ノ規定ニ依リ評價シタル價格ヲ以テ同行ニ於ケル國庫金ノ勘定ニ移スヘキコトヲ命スルコトヲ得

政府ハ朝鮮銀行及臺灣銀行ニ對シ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ際其ノ保有スル金貨及金地金ノ全部又ハ一部ヲ第一條ノ規定ニ依リ評價シタル價格ヲ以テ日本銀行ニ引渡スヘキコトヲ命スルコトヲ得

四 兌換銀行券條例第六條及貨幣法第十四條ノ規定ハ當分ノ内之ヲ適用セス

朝鮮銀行及臺灣銀行ハ朝鮮銀行法第二十一條第二項又ハ臺灣銀行法第八條第二項ノ規定ニ拘ラス當分ノ内朝鮮銀行券又ハ臺灣銀行券ノ金貨引換ヲ爲スコトヲ得ス

附 則

昭和七年勅令第四號ハ之ヲ廢止ス

第一條ニ規定スル評價ノ割合ヲ後日變更スルコトアル場合ニ於テ日本銀行ハ其ノ變更ニ因リ兌換銀行券ノ引換準備ニ充ツル金貨及金地金ニ付生スル利益又ハ損失ニ付大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ利益額ニ相

當スル金額ヲ政府ニ納付シ又ハ政府ヨリ其ノ損失額ニ相當スル金額ノ補填ヲ受クルモノトス 朝鮮銀行又ハ臺灣銀行カ朝鮮銀行券又ハ臺灣銀行券ノ支拂準備ニ充ツル金貨及金地金ニ付又同シ



貨幣論新講

二八〇

貨幣論新講(終)

大系(三十三卷)



昭和十六年六月十日印刷  
昭和十六年六月十三日發行

貨幣論新講 奥付

定價 貳圓五拾錢

著者 青木孝義

發行者 高野好生  
東京市神田區小川町二ノ一〇

印刷者 菅生定祥  
東京市神田區錦町三ノ二

發行所 商工行政社  
東京市神田區小川町二ノ一〇

發賣所 高山書院 東京市神田區小川町二ノ一〇  
東京市神田區錦町三ノ二 電話 三九八三八

鹿村元

東京市神田區淡路町二丁目九番地

日比谷川畔株式會社



# 新經濟大系 (卷三十全)

若き學徒のために!!

新銳エキスパートによつて築かれる實證經濟學の金字塔。こゝには戦時下の日本經濟の實際が生きて脈打つてゐる。

既刊 第十二卷  
第一回 株式取引所の諸問題

讀賣新聞社經濟部 松井常彌著  
B六判カベ付厚表紙美裝  
各册 三〇〇頁内外  
定價各册 一・五〇千〇

此の選刺たる執筆陣

- |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 人  | 株  | 中  | 重  | 商 | 化 | 農 | 物 | 貿 | 新 | 時 | 金 | 戰 |
| 口  | 式  | 維  | 小  | 工 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 | 業 |
| 問  | 引  | 問  | 問  | 問 | 問 | 問 | 問 | 問 | 問 | 問 | 問 | 問 |
| 題  | 所  | 題  | 題  | 題 | 題 | 題 | 題 | 題 | 題 | 題 | 題 | 題 |
| 研  | 究  | 所  | 究  | 所 | 究 | 所 | 究 | 所 | 究 | 所 | 究 | 所 |
| 館  | 松  | 山  | 佐  | 平 | 半 | 稻 | 小 | 交 | 岡 | 美 | 美 | 美 |
| 井  | 本  | 藤  | 岡  | 谷 | 見 | 池 | 穴 | 涉 | 山 | 山 | 山 | 山 |
| 常  | 正  | 敏  | 敏  | 眞 | 眞 | 眞 | 眞 | 眞 | 眞 | 眞 | 眞 | 眞 |
| 彌  | 男  | 郎  | 男  | 武 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 松  | 井  | 常  | 彌  | 男 | 郎 | 武 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

## 新世界經濟年表

商科大學教授 赤松要編輯  
第六輯 出づ!!  
本輯は全世界を擧げての經濟戰を解剖・  
討究してゐる。苟くも經濟を語る者必讀。  
B六判三二〇頁 價一・六〇千〇  
第五輯まで各册 價一・五〇千〇

## 國防國家と新經濟體制

高學博士 武田鼎一著 價一・五〇千〇  
シユテファンボツソニ一著 價一・三〇千〇  
總力戰と國防經濟

## 日本經濟再建の目標

木村聰八郎著 價二・〇〇千〇  
平岡敏男著 價二・三〇千〇  
新經濟 十二講



913  
103



